

松江市人権施策推進基本方針

〔第三次改定案〕

松 江 市

目 次

■ 第1章 基本的な考え方	1
1 基本方針改定の趣旨	1
2 人権をめぐる国内外の動向	2
3 改定版の性格と位置付け	5
4 基本理念	5
■ 第2章 人権施策の推進と体制の整備	6
第1 施策の推進	6
1 学校等における取組	8
2 地域社会における取組	10
3 家庭における取組	11
4 企業等における取組	13
5 隣保館における取組	14
6 市職員及び教職員等(特定職業従事者)に対する取組	15
第2 体制の整備	17
■ 第3章 各人権課題への対応	18
1 女性(ジェンダー平等)	18
2 こども	20
3 高齢者	24
4 障がいのある人	26
5 同和問題	29
6 外国人	32
7 患者及び感染者等	34
8 犯罪被害者やその家族	35
9 インターネットにおける人権侵害	36
10 性の多様性に関する人権問題	38
11 災害に伴う人権問題	41
12 様々な人権課題	43
■ 参 考 資 料	46
世界人権宣言(抜粋)	47
児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(抜粋)	50
日本国憲法(抜粋)	58
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	61
同和対策審議会答申(抜粋)	62
部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	63
国際的な主な動向	64
国内の主な動向	66
松江市の主な取組	68
松江市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱	70
松江市人権施策推進基本方針検討委員会 委員名簿	71
松江市人権施策推進連絡会設置要綱	72
松江市人権施策推進連絡会 構成員	73
松江市人権施策推進基本方針第三次改定経過	74

※ 本方針は、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、「障害」を「障がい」と表記しています。
ただし、以下のものは表記変更の適用除外とします。

- ・法令、条例等の名称・制度名、事業名、関係団体名、施設名、本市以外が作成した様式等
- ・人や人の状態を表さないもの、医療用語等その他適当でないもの

第 1 章 基本的な考え方

1 基本方針改定の趣旨

人は誰でも、生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、そして、人間が人間らしく生きる権利を生まれながらに生かしています。これを「人権」と言います。

「人権」は、日常生活の場である家庭や職場、学校等のあらゆるところで私たちが幸福に生活するために必要なものです。そして、歴史の過程で育んできた大切な権利であり、不断の努力によって保持していくものです。

日本国憲法では、第 11 条において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と規定され、基本的人権の尊重が明文化されています。また、昭和 23 年 12 月国際連合において世界人権宣言が採択され、その第 1 条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と表明されました。人権の尊重は平和の基礎であり、あらゆる差別と人権侵害の撤廃に努めることは、「人権の世紀」といわれる 21 世紀の重要な課題です。

国内では、同和問題をはじめとして、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などに関わる様々な人権問題に対し、今日に至るまで人権が尊重される社会の実現をめざして取組が進められてきました。しかしながら、依然として多くの人権問題が残存しています。国外に目を向けても、世界各地で軍事侵攻、地域紛争や民族紛争が絶えず続く中、多くの人々の自由と生命が脅かされています。

さらに、インターネットや SNS を悪用した人権侵害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って生じた誹謗中傷や差別など、新たな問題が顕在化し、人権問題はますます多様化、複雑化の傾向にあります。近年、日本では子ども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の施行など、各人権課題に関する法整備も進められてきました。今後も様々な人権課題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められています。

松江市においても、中核市として市民に身近なサービスを総合的に担うことから、人権尊重の視点に立った施策の展開が求められています。そして、人口減少が進む中、本市がめざす「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」に向かって発展していくためには、行政のみならず、市民一人一人がお互いの個性や価値観の違いなどの多様性を尊重し合い、国籍、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくことが必要です。

今回は、本市のこれまでの取組の成果や課題を振り返るとともに、令和 5 年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果、平成 31 年 3 月前回改定以降の人権をめぐる様々な状況の変化や国内外の動向等を踏まえ、所要の改定を行いました。

2 人権をめぐる国内外の動向

(1)国際的な取組

- ・二度にわたる悲慘な世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まっていき、昭和23年(1948年)12月10日、国際連合(国連)は「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを定めており、国際社会の基本的ルールの大きな柱となっています。
- ・これを実効性のあるものにするために、「国際人権規約(『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』、『市民的及び政治的権利に関する国際規約』)」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの人権に関する条約が次々に採択され、また、人権に関する「国際婦人年」、「国際児童年」などの数々の「国際年」を定めて取組を進めてきました。
- ・こうした数々の取組にもかかわらず、様々な人権問題が生じており、各地で地域紛争、民族紛争が絶えず続き、多くの人々の人権が危機的な状況にさらされています。
- ・国連は、平成6年(1994年)「人権教育のための国連10年(1995～2004年)」を決議し、その後、平成16年(2004年)には「人権教育のための世界計画」を定め、各国政府に対して人権に対する取組の強化を求めました。
- ・その後も国連は、「障害者の権利に関する条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」を発効してきました。そして、これまでの各条約については専門委員会を設置して、締約国の順守状況の監視を続けています。
- ・そして、世界の様々な問題を解決し、私たちが持続して豊かに暮らしていくため、平成27年(2015年)に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、2030年までに達成すべき17の目標「SDGs」が国連で採択されました。2030アジェンダの前文では「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」等の決意が示され、世界人権宣言の考え方や精神が受け継がれた形になっています。

(2)国内の取組

- ・ 私たちの国では、日本国憲法に規定された基本的人権尊重の理念のもと、様々な国際条約を批准するとともに様々な法律や制度を整備し、特に、日本固有の人権問題である同和問題の解決を中心として人権尊重の取組が進められてきました。
- ・ 同和問題については、昭和 40 年に「同和对策審議会答申」が出され、この答申を踏まえて、同和对策事業、同和教育が進められてきました。「平成 8 年地域改善対策協議会意見具申」では、同和对策に関する一連の特別措置法失効を踏まえた人権教育・啓発推進の新たな方向性が示されました。
- ・ 国連の「人権教育のための国連 10 年」を踏まえ、平成 9 年に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を策定し、国際的な流れと連動した人権教育の取組を開始しました。また、「男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)」の施行や平成 23 年に改正された「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」など、各人権課題にかかわる法制度の整備が進められてきました。
- ・ 平成 12 年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)」が施行され、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国及び地方公共団体の責務として規定されました。これに基づき、平成 14 年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなりました。
- ・ 学校教育においては、平成 20 年に「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」が公表され、人権教育の指導方法や教材などの面で学校における人権教育の推進を図る取組が進められています。
- ・ 平成 28 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(同年 4 月 1 日施行)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法、同年 6 月 3 日施行)」が相次いで施行されました。この年以降も、様々な人権課題についての法整備が進められています。
- ・ 同時期の「部落差別の解消の推進に関する法律(同年 12 月 16 日施行)」では、現在もなお部落差別が存在することが明記され、部落差別のない社会を実現するために、部落差別の解消に関する基本理念や、国や県、市町村の責務を明らかにし、相談体制についての充実を図ることが定められました。
- ・ 国連の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を踏まえ、平成 28 年(2016 年)政府の SDG s 推進本部で決定された「SDG s 実施指針」は令和 5 年 12 月に改定され、重点事項の一つとして「多様性が尊重され、すべての人が力を発揮できる包摂的な社会の実現」が掲げられました。

(3)本市の取組

- ・国の法律に基づいた同和対策事業を進める一方で、昭和 50 年に「松江市同和教育要綱」を、昭和 56 年に「松江市同和教育基本方針」を策定し、同和教育・啓発を継続的に進めてきました。
- ・平成 8 年には、「人権教育のための国連 10 年」などの国際的な潮流も踏まえ、「松江市同和教育基本方針」の全面改訂を行いました。
- ・平成 15 年には、多様化、複雑化の傾向にある人権施策を全庁的に調整するため、「松江市人権施策推進連絡会」を設置しました。
- ・平成 19 年には、前年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、松江市における人権施策を効果的に推進するため、「基本方針」を策定しました。
- ・「基本方針」は、策定後の人権をめぐる状況の変化、施策の推進状況、平成 24 年及び平成 29 年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、平成 25 年及び平成 31 年と二度にわたる改定を行いました。
- ・これら基本方針のもと、女性やこども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの様々な人権課題について、個別の分野ごとの計画やプランを策定するなど、関係機関と連携しながら施策を行っています。
- ・本市では、令和 4 年 3 月に「松江市総合計画(MATSUE DREAMS 2030)」を策定し、2030 年を目途に「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の実現に向けて取組を進めています。基本目標の一つとして「ひとづくり」を掲げ、市民がお互いに個性や価値観の違い、多様性を尊重し、自分らしく過ごすことができる松江市、松江市民のモットーは「寛容」をめざしていきます。

3 改定版の性格と位置付け

- ・この基本方針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条の規定に基づき、本市としての人権教育・啓発に関する基本的な施策の方向を定めるものです。
- ・「松江市総合計画」を上位計画とした本市の部門別計画の一つと位置付け、多様化、複雑化する人権問題を総合的に調整し、人権課題ごとに個別に進められてきた教育・啓発等の有機的な連携を図るものです。
- ・「平成 8 年地域改善対策協議会意見具申」及び「人権教育・啓発に関する基本計画(平成 14 年閣議決定)、(平成 23 年一部変更)」等の趣旨を踏まえ、同和対策に関する一連の特別措置法失効後における本市の人権施策推進の方向性を示すものです。
- ・「部落差別解消推進法」をはじめとして、近年、新たに施行された人権関連法の趣旨を踏まえ、本市としての人権施策の新たな方向性を示すものです。
- ・平成 31 年に改定した「基本方針」を発展的に継承するものです。

4 基本理念

従来の基本方針を継承し、次の 3 項目を基本理念とします。市民一人一人が主体となって、人権問題に取り組み、住む人にも、そして訪れる人にもやさしい人権が尊重されるまちづくりを進めます。

「ひとごと」から「わがこと」へ

すべての市民が、人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

共生の心の醸成と「人権文化」の創造

すべての市民が、お互いの個性や価値観の違いや多様性を尊重し合い、国籍、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず能力を発揮できる社会をめざします。また、生活の中に人権を尊重する意識が根付く社会をめざします。

共創・協働と連携による「人権のまちづくり」

人口減少、少子高齢化が急激に進む中、地域社会や家庭のきずなを大切に、市民、NPO、市民活動団体、企業、行政などが人権問題の解決に向け有機的に連携できる社会を、知恵を出し合い一緒になってつくりします。

第2章 人権施策の推進と体制の整備

第1 施策の推進

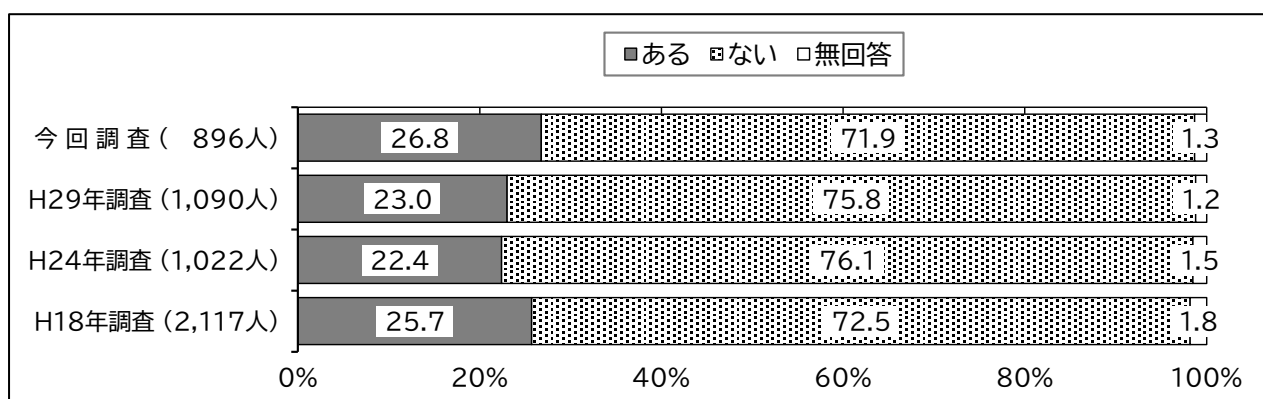
人権教育・啓発は、人権の意義や重要性を単に知識として認識するだけではなく、日常生活の中で、行動や態度となって現れることをめざしています。すべての人が権利の享有主体であることを認識した上で行動できるようにすることが大切です。そのためには、市民一人一人が、様々な人権問題についての認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進する必要があります。

令和5年に実施した「人権に関する市民意識調査」において、日常生活の中で差別や人権侵害を受けたことがあるかをたずねたところ、「ある」と回答した人の割合は26.8%で、回答者のうち4人に1人が差別や人権侵害を受けた経験があると感じています。差別や人権侵害を受けた場面をたずねたところ、職場、友人、親せきや近隣の人等の回答が高いことから、職場や地域に根ざした人権教育・啓発を継続的に行っていく必要があります。

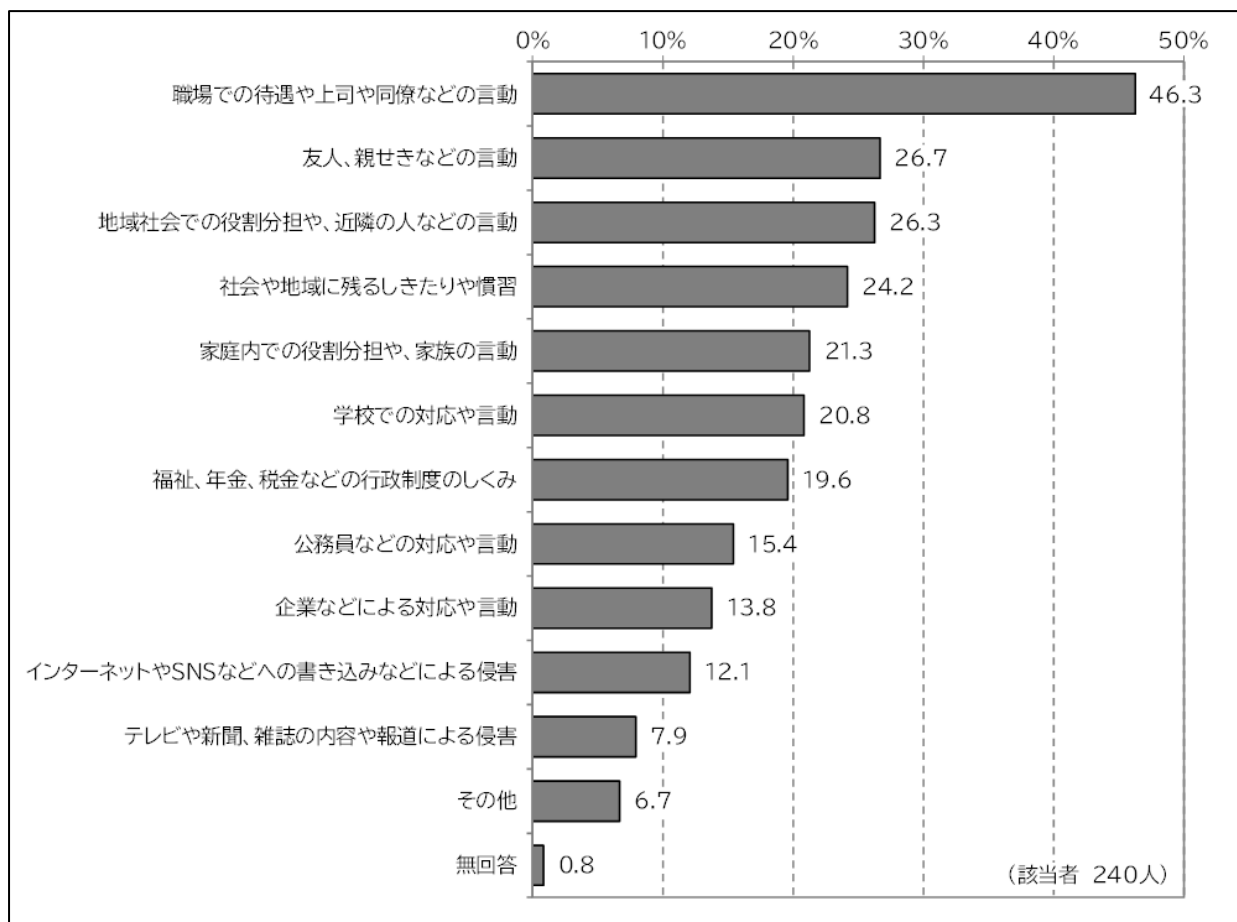
また、同調査において、講演会や研修会に参加した経験が多い人ほど人権意識が高まる傾向が見られることから、差別解消に向けて人権教育・啓発の取組を引き続き進めることが肝要です。参加者の年代の偏りや無関心層の増加といった傾向が見られることも踏まえ、より多くの市民が啓発の機会に接することができるよう啓発手法の創意工夫も行っていく必要があります。

◆「令和5年人権に関する市民意識調査」結果から◆

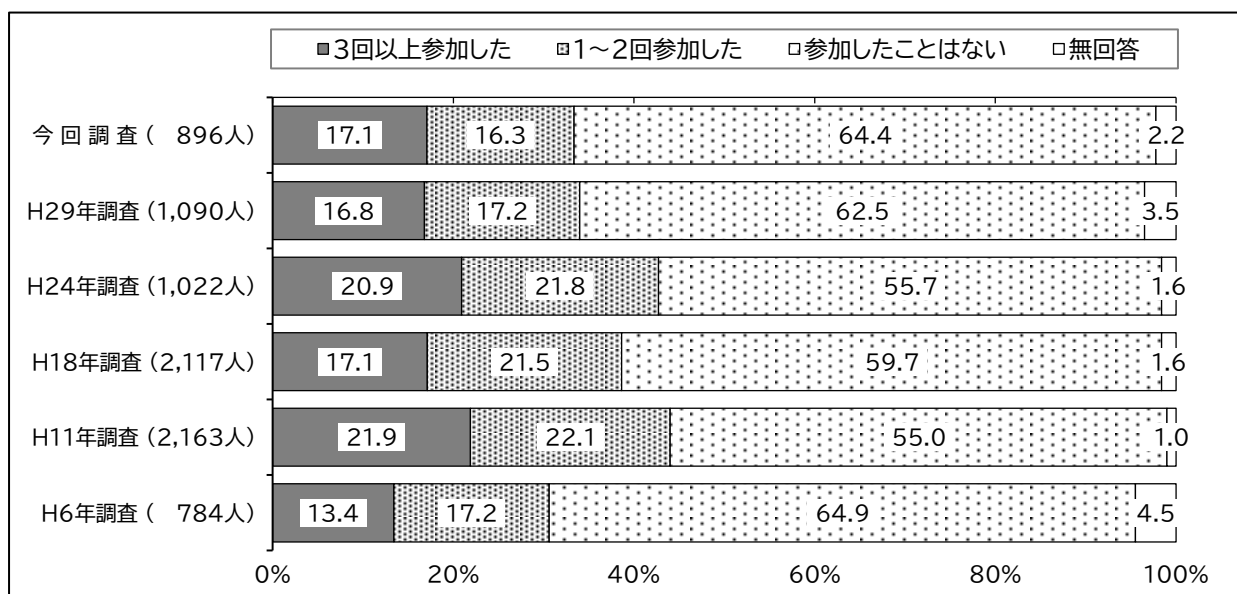
■日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。
(選択は1つ)



■(「差別や人権侵害を受けたことがある」と回答された方に)差別や人権侵害を受けたと感じたことはどのようなことですか。(選択はいくつでも)



■これまでに、人権問題の講演会や研修会(オンライン・配信を含む)などへ参加したことがありますか。(選択は1つ)



人権教育は、学校・幼稚園・保育所・認定こども園（以下、「学校等」という。）、地域社会、家庭などにおいて取り組まれ、人権啓発は、地域社会、企業などにおいて取り組まれています。相互に重なり合う部分も多いことから、人権教育・啓発を有機的に連携して推進します。

そして、人権教育・啓発の他に、相談などの人権にかかる施策を関係する機関において取り組みます。前記のとおり、人権施策とSDGsは密接な関係があり、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて重要な取組となります。本基本方針においても、SDGsの17の目標との整合を図り、人権施策を推進していきます。



以下で、場面ごとに取組の方針をまとめています。

1 学校等における取組

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(注 1) では、こどもは守られる存在であるだけでなく、ひとりの人間として人権をもっている権利の主体としてとらえなければならないとしています。そして、「差別されない権利」、「こどもの最善が第一に考えられる権利」、「生存し、健全に成長できる権利」、「自分の意見を尊重される権利」が4つの原則として示されています。

学校等は、この基本的な考え方を常に留意し、こども一人一人を大切にする様々な実践を積み重ねて、こどもの人権尊重の意識を高め、自分のよさや可能性に気づき、自分を大切にしようとする心、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合いながら共に生きようとする心を育み、豊かな人間性を培うことが重要です。

そこで、学校等の教育においては、多様化、複雑化する人権課題を踏まえ、教育活動のあらゆる場面を通じて、幼児児童生徒一人一人の人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育むことで、自他の人権を尊重し、様々な人々と共に生きていこうとする意識・意欲・態度や実践力の育成を図ります。

また、家庭や地域と連携しながら、学ぶ権利をはじめとする一人一人のこどもの権利が保障され、互いに人権を尊重し合う学校等づくりを進め、生きる力の向上と進路保障に努めます。

注 1 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989年11月20日、国連総会において採択。18歳未満のこどもは守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしている。そして、こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としても様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めている。

(1)基本的な考え方

- ①「島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)(平成 31 年島根県)」、「人権教育指導資料(平成 14 年島根県教育委員会)」及び「人権教育指導資料 第 2 集 しまねがめざす人権教育 学校教育編(平成 27 年島根県教育委員会)」の趣旨を踏まえ、すべての学校等において、進路保障(注 2)など同和教育の成果を活かした人権教育を積極的に推進します。

注 2 進路保障

すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうという理念。
(島根県教育委員会「人権教育指導資料 第 2 集 しまねがめざす人権教育 学校教育編」より)

- ②取組を進めるにあたっては、特に次の点を重視して積極的に推進します。

- ア)人権教育について、その理念をすべての教育活動の基底に据え、全教職員で教育活動全体を通して日常的に推進し、学びの保障を図ります。
- イ)幼稚園、保育所、認定こども園においては、人権尊重の精神の芽生えを育み、差別を生まない人間関係づくりや豊かな人間性を育む保育活動を推進します。
- ウ)学校においては、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成し、あらゆる差別をなくそうとする人権意識・意欲・態度や実践力を高める教育活動を推進します。
- エ)学校間及び保幼小中高など異校種間連携教育の中で、発達段階に応じた系統的な指導を推進します。
- オ)幼児児童生徒の学力向上と進路保障の充実を図るとともに、人権が尊重される環境づくりを進めます。
- カ)教職員一人一人が、差別の現実から深く学び、人権問題に対する自己課題化を図るとともに、あらゆる差別をなくそうとする教職員集団づくりを推進します。
- キ)PTA活動における人権問題の研修や保護者啓発を進め、地域や家庭の理解と協力を得ながら、学校等における人権教育を効果的に推進します。

(2)重点的な取組

- ①学校等の訪問指導を通して、各学校等における人権教育の推進を図ります。
- ②人権教育活動推進校・園・所及び小中一貫活動事業実施校における取組の成果を活かし、人権教育の推進を図ります。
- ③幼児児童生徒に対する進路保障の推進を図ります。
- ④進学・就職における選考については、こどもの適正・能力に基づき公正に行われるように、島根県など関係機関と連携しながら対応します。
- ⑤教職員に対する人権教育研修の充実を図ります。
- ⑥家庭、地域、関係機関等と連携し、体制の充実を図ります。

2 地域社会における取組

人々の生活の場である地域社会は、日常出会う人々を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく重要な学習の場であり、お互いの人権を尊重する意識や他者の思い・願いに共感し、共に考えようとする態度を育む役割があります。

しかし、核家族化の進展や少子高齢化の進行など、地域社会での人間関係や社会意識の希薄化などによる社会を取り巻く環境の急激な変化によって、地域社会が役割を十分に果たすことができなくなっています。その問題の解決のために、住民は地域を構成する担い手であることを意識し、主体的に地域にかかわっていくこと、また、学校や企業、行政などとのネットワークを構築することが重要です。

地域社会においては、これまでも、公民館等の社会教育施設における講座開設や人権学習の機会提供、ボランティア活動の推進などにより学習活動が進められてきましたが、今後も、一層学習機会や情報を提供するとともに、指導者養成支援等を通して、公民館等を中心に地域の特性を活かした人権学習を推進します。

さらに、自主的に人権問題に取り組む市民、NPO、公民館をはじめとする地域団体等だれもが対等な立場で尊重し合い、専門知識や得意分野を活かして連携・協働し、人権課題の解決に向けた取組を推進します。

そして、市民一人一人が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため、市民啓発を推進します。

(1)基本的な考え方

①「島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)」及び「人権教育指導資料」の趣旨を踏まえ、市内各地域の公民館や「地域人権教育推進協議会」等において、同和教育の成果を活かした人権教育の主体的な取組の推進を図ります。

②取組を進めるにあたっては、特に次の点を重視して積極的な推進に努めます。

ア)あらゆる差別の解消と人権尊重の精神の確立をめざし、地域づくりの基盤として、地域ぐるみの人権教育を積極的に推進します。

イ)推進体制の充実を図るとともに、推進組織の研修を促し、指導者の養成と確保に努めます。

ウ)市民に対する人権教育の推進にあたっては、魅力ある学習内容の提供と幅広い研修活動や実践活動を創意工夫します。

エ)研修や人権に関する情報等について広く周知するために広報の充実を図ります。

(2)重点的な取組

①各地域人権教育推進協議会や公民館等と連携し、各地域における人権教育及び人権啓発の

推進を図ります。

- ②松江市地域人権教育推進協議会連合会などにおいて、研修や情報交換、視察等を行い、地域におけるリーダー育成や地域間の交流を図るなど、全市的な取組を実施します。
- ③「人権を考える市民の集い」等の市民啓発事業を実施し、幅広く市民に啓発の機会を提供します。
- ④「市報松江」をはじめ、ホームページ、SNS、マスメディア等様々な広報媒体を積極的に活用し、市民広報を推進します。
- ⑤より多くの市民が啓発の機会に接し、人権問題の解決を自らの課題として認識できるよう啓発手法の創意工夫を図ります。
- ⑥自主的に人権問題に取り組む市民、NPO、公民館をはじめとする地域団体や国や島根県などの行政機関などと相互の連携と情報交換を進め、課題の解決に向けて実効性のある取組を進めます。この取組によって広く人権尊重の機運の醸成を図ります。
- ⑦若い世代が多く参加する団体との連携や会合・イベント等の機会を活用した啓発の実施に努め、若い世代に対する啓発を図ります。

3 家庭における取組

家庭は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など人権意識の基本的な学習の場として重要な役割を果たしています。また、人格の基礎も家庭において形成されます。

家庭教育においては、大人が偏見をもたず、差別をしない、差別を許さないなどの人権意識をもって子どもと接することが重要です。また、子育てや介護をはじめ家事などに家族が協力してあたり、互いに尊重し助け合う意識づくりを進めることも重要です。

しかし、情報化社会の中、少子化や核家族化等家族形態の多様化・複雑化が進み、共働き家庭の増加など子どもを取り巻く環境が変化してきています。また、子どもの貧困など新たな課題も出てくるようになりました。そのような中では家庭における養育力が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)(注 3)、ヤングケアラー(注 4)など、家庭において様々な人権問題が顕在化している状況が多く見受けられます。

このような問題を解決していくためには、家庭、学校、地域社会及び各種団体等の相互連携を深めることが大切です。

注3 ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親しいパートナー間でふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。

注4 ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

(1)基本的な考え方

- ①学校等・各種行政機関・民間団体等との連携を深め、家庭における人権教育が促進されるような学習機会の充実や情報の提供を図ります。
- ②母子保健と児童福祉の役割の連携や協働により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を整備し、児童虐待の未然防止・発生予防に努め、安心して子育てができる環境づくりを強化します。
- ③こどもの命や心身の発達に影響する児童虐待への対応について、関係機関が連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、こどもの最善の利益を保障するという視点で施策を推進します。

(2)重点的な取組

- ①家庭教育に関する学習機会や情報の提供については、保護者としてどのようにこどもと向き合えば良いのか、保護者としての役割やこどもとの関わり方について気づくことができるような啓発を実施します。
- ②電子メディア機器との長時間の接触や有害情報の閲覧がこどもに及ぼす影響を踏まえ、家庭においてこどもの健全な発達を優先した利用を推奨するとともに、保護者とこどもに望ましい情報活用能力が培われるよう支援します。
- ③こどもが家庭や地域の中で人格や個性が尊重され健やかに育つよう、地域や関係機関との連携を図るとともに、こどもの人権について、児童虐待の防止と併せて啓発活動を行います。
- ④ヤングケアラーなど、家庭内での複合化する課題に対して、こどもとその家庭への関係機関の連携による包括的な支援を行います。
- ⑤子育て支援・家庭教育支援を目的とした研修においては、参加型学習の手法を用いて、参加者同士の交流を図り、保護者同士のつながりや学校・家庭・地域とのネットワークの構築に努めます。

4 企業等における取組

企業は、従業員、消費者、取引先など地域の人々と深い関わりを持って活動し、地域社会に大きな影響を与えています。平成 23 年国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を策定し、あらゆる国家及び企業に、規模、業種、所在地等にかかわらず、人権の保護・尊重への取組を促しました。日本においても令和 2 年 10 月「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」が公表され、企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行い、人権デュー・ディリジェンス(注 5)を導入することへの期待が表明されたところです。企業には、自社におけるハラスメントなどのない誰もが働きやすい職場づくり、安心・安全なサービスや製品の提供に取り組むことに加え、企業の持つ社会性・公共性から社会的責任(CSR)(注 6)や社会貢献、人権問題や環境問題への積極的な取組が求められる時代になっています。

また、本市が実施した「人権に関する市民意識調査」によると平成 29 年に引き続き令和 5 年においても、「差別や人権侵害を受けたと感じたこと」として「職場での待遇や上司や同僚などの言動」をあげた人が最も多い、という結果が出ています。職場における人権意識の高揚が依然として求められていると言えます。

企業等が、人権問題解決に向けての社会的責任の自覚を深めると同時に、経営者及び従業員の一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの課題としてとらえることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるよう、人権教育・啓発活動を推進します。

注5 人権デュー・ディリジェンス

人権への負の影響を特定、防止、軽減し、どのように救済するかという継続的なプロセス。

注6 CSR(コーポレート・ソーシャル・リスポンシビリティ)

法令遵守に加え、企業等の自発的活動として、人権問題や環境保護活動などに取り組むことにより、社会的責任を果たしていくこと。

(1)基本的な考え方

- ①「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「男女共同参画社会基本法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」や「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえ、様々な人権問題について積極的に企業等の啓発活動の推進を図ります。
- ②企業等の人権問題への取組をCSR活動の重要な要素として位置付けます。

(2)重点的な取組

- ①企業等を取り巻く様々な人権課題の把握に努め、企業等において、自主的かつ時宜を得た職場内研修の取組が促進されるよう、情報提供、指導助言、講師派遣等を実施します。

- ②松江公共職業安定所等の関係機関と連携して、公正採用選考人権啓発推進員研修、企業内人権同和問題トップセミナー等を開催し、公正採用選考の徹底及び職場内研修の促進を図ります。
- ③近年の雇用環境の変化を踏まえ、正規雇用労働者だけでなく、非正規雇用労働者等に対しても、職場内研修が行われるよう企業等に働きかけます。
- ④「えせ同和行為」等の情報連絡を積極的に行い、根絶を図ります。
- ⑤「松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会」の自主的な活動を支援し、企業等の人権研修活動の活性化を図るとともに、未加盟の企業に対し積極的に加入を促します。
- ⑥松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会」が実施する研修活動や企業等における自主的な活動を通じて、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント(注7)、性的指向や性自認を理由とするハラスメントなど、様々なハラスメントのない職場づくりを推進するように働きかけます。

注7 カスタマーハラスメント

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。顧客等からの著しい迷惑行為。

- ⑦人権問題への取組をCSRの重要な要素として位置付けたうえで、CSRへの関心を高める機運の醸成を図ります。

5 隣保館における取組

本市では、「社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)」に基づく隣保事業を行う施設として 3 館の隣保館を設置しています。地域社会全体の中で、福祉の向上や様々な人権問題解決のための啓発・交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談、福祉、啓発、交流等の事業を総合的に推進していきます。

(1)基本的な考え方

- ①「同和対策審議会答申」の精神に基づき、また、「平成 8 年地域改善対策協議会意見具申」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「隣保館設置運営要綱(平成 14 年厚生労働省)」、「生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」等を踏まえ、地域福祉の推進と人権のまちづくりの拠点施設として事業の推進を図ります。

(2)重点的な取組

- ①相談・自立支援の拠点施設として、生活上の相談や人権に関わる相談に応じ、適切な指導助言を行うことで各種課題の実態把握・解決、自立支援を進めます。また、各種相談関係機関との連携を強化します。
- ②地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、隣保館の 3 館が相互に情報交換・連携しながら、関係機関とともにあらゆる人権問題の解決促進を図ります。
- ③人権啓発・情報発信の拠点施設として、各種研修活動の実施、広報誌の発行等により、積極的に啓発・広報事業を進めます。来館研修はもとより、講師派遣、出張研修等についても積極的に対応します。
- ④町内会・自治会、公民館、社会福祉協議会、地域、学校等の関係機関・各種団体とも積極的に連携し、事業を推進します。

6 市職員及び教職員等(特定職業従事者)に対する取組

公務員、教職員など 13 種類の業種に従事する者は、人権に関する責任の重大性を鑑み、「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者(特定職業従事者)」(注 8)と規定され、教育の充実が求められています。特に、市職員及び教職員等は、人権問題の解決を自らの課題として、自覚と使命感を持って職務にあたることが重要です。

一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力の養成を目指し、研修等を通じて人権教育の充実を図ります。

注 8 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者(特定職業従事者)

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者

(1)基本的な考え方

- ①「平成 8 年地域改善対策協議会意見具申」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「生活困窮者自立支援法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」等を踏まえ、様々な人権問題について市職員や関係者に対する研修の推進を図ります。

②教職員については、上記に加え、「島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)」、「人権教育指導資料」及び「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育 学校教育編」の趣旨を踏まえ、同和教育の成果を活かし、指導者である教職員の人権意識や力量を高めていくために研修の充実を図ります。さらに、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」を、学校、幼稚園、保育所、認定こども園において幅広く活用し、人権教育のより一層の推進を図ります。

(2)重点的な取組

各職種の特性を踏まえ、差別の現実から学ぶことを基本に研修内容と方法の改善・充実を図ります。

①市職員

- ア)年次的・段階的な人権研修の実施等、体系的な研修プログラムを構築し、計画的な職員研修を進めます。
- イ)基本的な人権研修に加え、各職場の業務の特性等に応じて関連する人権問題について重点的な研修を行います。
- ウ)ワークショップ方式等の参加型研修要素を積極的に取り入れ、人権感覚の高揚を図ります。
- エ)各職場・職員に対して、人権に関する情報を積極的に提供し、職場内研修や自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。

②教職員

- ア)各学校・園・所及び「松江市人権教育研究会」との連携・協力のもと、教職員一人一人の人権意識と差別に対する科学的認識を深める研修を計画的に実施します。
- イ)各学校・園・所における研修の充実を図るために、人権に関する情報の提供・相談を積極的に行います。
- ウ)体罰や不適切な保育・指導、性暴力など、こどもの人権侵害等について理解が深まるよう、「子どもの権利条約」の理念共有を図る等、研修を充実します。
- エ)教職員の指導力を高めるために、学校訪問等を積極的行います。

③その他特定職業従事者

- ア)指定管理者については、人権にかかる研修が行われるように積極的に働きかけます。
- イ)松江市立病院では、「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に基づき、人権にかかる研修を実施します。
- ウ)医療・福祉関係者等については、適宜事業者の特性を踏まえた研修にあわせ、人権にかかる研修が行われるように働きかけます。

第2 体制の整備

人権が尊重される松江市の実現に向け、「基本方針」を効果的に推進するためには、市民一人一人が人権問題を自らの問題として認識できるよう、あらゆる場面を通じて人権教育・啓発を進めるとともに、多様化・複雑化する人権課題に対応するため各分野の施策と連携を図りながら全庁的に取り組む必要があります。

また、市民、公民館、NPO、企業等と行政が連携・協働し「人権のまちづくり」を一緒になって進めていくことが大切です。

(1) 庁内の推進体制の整備

人権施策の推進にあたっては、それぞれ分野別に策定されている個別の計画等との整合性を図りながら、連携して「基本方針」を推進します。

そのために、「松江市人権施策推進連絡会」をはじめ、主要人権課題ごとに設置されている庁内の連絡会議等を通じて、全庁的な人権施策の調整や社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するための調整を行います。

また、人権課題の多様化・複雑化に対応するため人権に関する相談機関相互で連携を図り対応します。

(2) 市民、企業、国、県等との連携・協働

市民や企業、国、県等の関係機関との連携を深め、相互の協力体制の強化を図りながら地域社会全体で「基本方針」の理念の実現に向けて取り組む必要があります。

各地域人権教育推進協議会など地域ぐるみで活動する団体や各人権課題をテーマに活動している団体等との連携を深め、協働して取り組みます。

松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会や国等との機関との連携を強化し、企業等の人権問題に対する取組が進むよう支援します。

(3) 人材の育成

各地域人権教育推進協議会や公民館など、地域での人権教育・啓発の活性化を図るため、県等と連携し指導者やリーダー的人材の育成を図ります。

(4) 実施計画等の策定

「基本方針」に基づき、具体的な実施計画等を策定します。また、各人権課題別の個別計画等との整合性を図りながら「基本方針」の推進を図ります。

(5) 「基本方針」の検証と見直し

年次的に検証・評価を行うとともに、市民意識や国際社会の変化、国、県等の動向を見極め、必要に応じて見直しを行います。

第3章 各人権課題への対応

日本においては、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの様々な人権問題に加え、社会経済情勢等の変化に伴う新たな人権問題も生じており、人権問題は、一層多様化・複雑化の傾向にあります。

本市においても、主要な人権課題については、それぞれの分野ごとの計画等を策定し施策を推進してきました。各人権問題固有の歴史・特性を踏まえた取組はもちろんのことですが、人権課題相互の連携も一層重要性を増しています。本基本方針や個別計画等を踏まえ、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

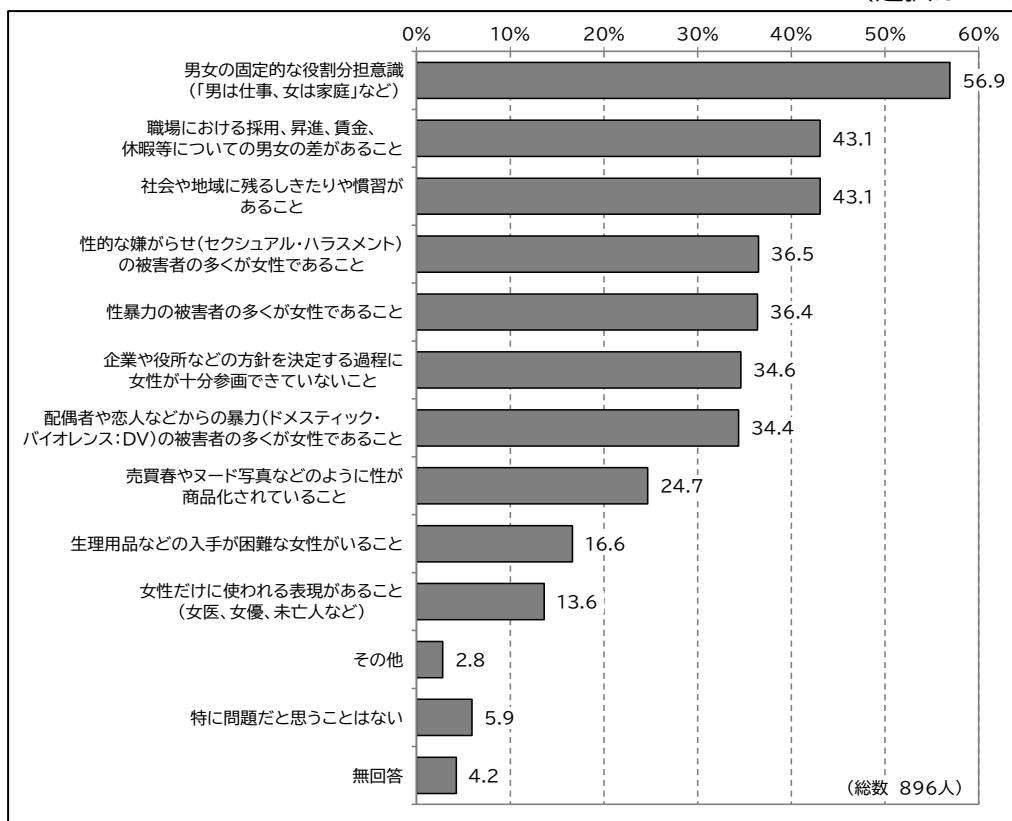
1 女性(ジェンダー平等)

(1)現状と課題

- ①誰もが自らの意思によって個人の能力を発揮して社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現は、日本全体の重要課題であると同時に、本市としてもまちづくりを進めるうえで重要な課題です。
- ②令和 2 年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別による役割分担の考え方について、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」といった意見が前回調査に比べて増加傾向にあり、市民の意識改革が徐々に進んでいることがうかがえます。人それぞれが持つ個性や能力が発揮できる社会の実現に向けて、こどもの頃から各年代に応じた教育や啓発活動を一層推進し、固定的な性別役割分担意識や性差に基づく偏見、無意識の思い込みを解消していく必要があります。
- ③社会のあらゆる分野における女性の参画を促進するためには、男女が社会の対等な構成員として、双方の意見が社会の様々な分野に反映できるシステムづくりが必要です。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい豊かな社会の実現にもつながるものであり、男女の働き方、暮らし方、意識を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境を整備していく必要があります。
- ④本市では、DV(ドメスティック・バイオレンス)を許さない社会の実現をめざし、「松江市 DV 基本計画(令和 4 年)」に基づき、庁内各課や関係機関と連携して取組を進めています。しかしながら、近年DVの相談件数に減少の傾向は見られません。また、インターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、DVの内容も多様化しています。DV被害者をはじめとして、ひとり親家庭や貧困など困難を抱える人へのきめ細やかな対応により、誰もが安心して暮らせる社会を実現することが必要です。
- ⑤松江市男女共同参画センターでは、専任の相談員を配置し、様々な女性相談に応じるとともに、家庭相談課でもDVなど家庭内の問題について相談を受けており、被害者が安心して自立した生活を送るために、関係する各課と連携を図って対応しています。また、必要に応じて、女性弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングも実施しています。

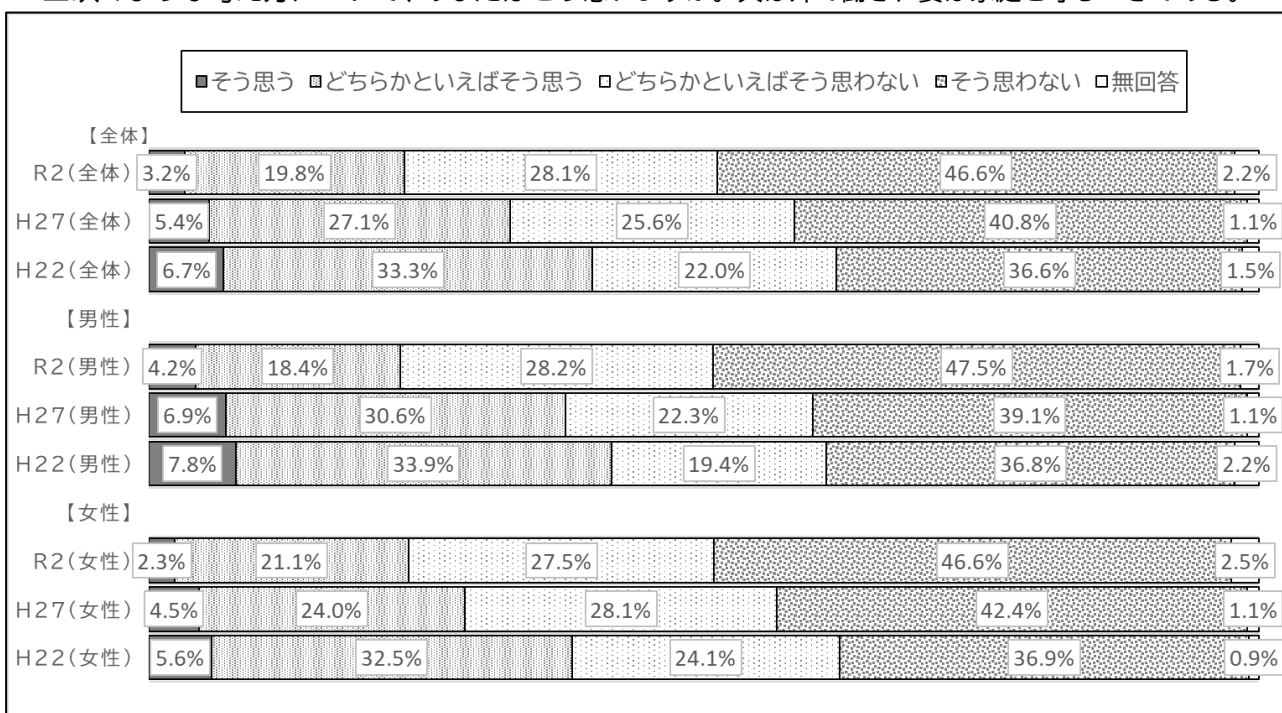
◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■女性の人権やジェンダー平等に関することで、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(選択はいくつでも)



◆「令和2年男女共同参画に関する市民意識調査」結果から◆

■次のような考え方について、あなたはどのように思いますか。夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。



(2)取組の方向性

- ①「松江市男女共同参画推進条例(平成17年松江市条例第4号)」及び「第3次松江市男女共同参画計画(令和4年)」に基づき男女共同参画の一層の推進を図り、性別にかかわらず個人の尊厳が尊重され、能力が発揮できるようにします。また、DVなどの暴力的行為を根絶します。
- ②「松江市審議会等における女性の登用率向上のガイドライン」により、審議会等への女性の積極的な参画を図ります。また、各種専門知識や経験、市政参画の意欲を有する人の登録制度「まつえ男女共同参画人材リスト」への登録を促し、審議会等委員の改選時にはリストの活用を図ります。
- ③女性の活躍に欠かせないワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを経済界・労働界・教育機関と一体となって進めるとともに、子育て世代や高齢者などライフステージに応じたセミナーや各種講座を開催します。
- ④地域の拠点施設である松江市男女共同参画センターでは、男女共同参画への理解促進に向けた啓発活動や情報誌等による情報発信を行います。
- ⑤松江市男女共同参画センターに相談員を配置し、様々な女性相談に応じるとともに、家庭相談課においても家庭内の生活全般の問題についての相談に対応します。また、女性弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施します。
- ⑥DVをはじめとするあらゆる暴力に関する正しい知識の普及と根絶に向けた意識啓発を進めるとともに、関係機関と連携して被害者個々の状況に応じた適切な支援を行います。
- ⑦令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら、最適な支援が受けられるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備していきます。

2 こども

(1)現状と課題

- ①核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、依然として厳しい経済環境、共働き家庭の増加、非正規雇用の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。このような社会や経済の変化により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど様々な分野との連携を密にし、複雑化する課題に対して、組織横断的に施策を進める必要があります。
- ②家庭における児童虐待やDV、学校におけるいじめ、体罰や不適切な保育・指導、性暴力など、こどもがその人権を阻害され、傷つく事例はなくなっておりません。学校等における適切な対応

の周知と併せ、関係機関と連携した未然防止の取組や被害者保護の取組の推進をさらに進めていく必要があります。

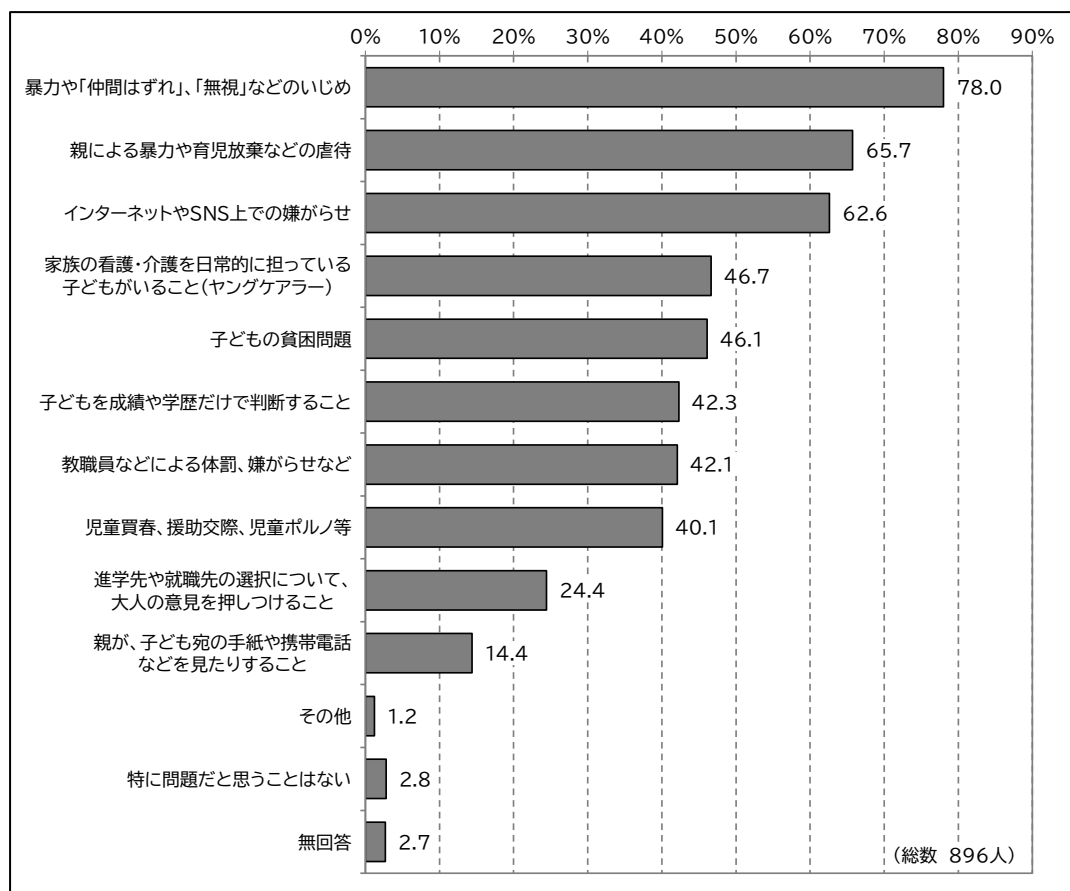
- ③家庭環境や保護者の様々な事情等により支援が必要な要保護児童数や相談件数が増えています。松江市要保護児童対策協議会において、児童虐待やヤングケアラーをはじめ不適切な養育環境におかれているこどもの支援に向けて関係機関と連携を図っています。
- ④令和 2 年 3 月に「第 2 期松江市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和 4 年度に中間見直しを行いました。(計画期間:令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間)「みんなで子どもを育む 子育て環境日本一・松江」を基本理念に、(1)子どものための保育・教育の充実(2)子どものための保護者支援(3)子どものための安全・安心の環境づくり(4)地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上(5)子どもの貧困対策、の 5 つを基本目標として設定し、各種施策を実施しています。
- ⑤学校におけるいじめ対応は「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)」の施行を受けて「松江市いじめ防止基本方針」、各学校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校いじめ対策組織を設置して取組を進めています。しかし、初期対応と組織的な対応において不十分な事案が長期化・困難化する状況があります。外部関係者が参画した校内いじめ防止対策委員会等の開催により、きめ細かな被害児童生徒および加害児童生徒への支援をさらに推進していく必要があります。
- ⑥タブレットの配付やスマートフォンの家庭での普及に伴い、多くの児童生徒がネット環境に容易につながることができる実態があります。ネットトラブルについては、SNSでの誹謗中傷、動画や写真による個人情報の流出や拡散があります。情報モラル教育を含めて、その危険性を学ぶ機会や児童生徒自身が正しい使い方を考える機会を設けていく必要があります。
- ⑦授業に集中できない、友達とトラブルが多い、読み書きが極端に苦手であるなどの特別な支援が必要な児童生徒に係る相談は多く、困難事例も増加しています。保健・福祉・医療・教育等の連携を一層強化し、相談者のニーズに応じた対応が必要です。また、相談の総合調整や早期の気づきに基づく一貫した相談や支援を確実に進めていくことが課題です。学校等現場においては、インクルーシブ教育システム(注9)の構築に向けた体制整備を進め、ユニバーサルデザイン(P29 注 12 参照)の教育をめざすとともに、個に応じた合理的配慮の提供をすることで、連続性のある多様な学びの場を充実させていくことが求められています。

注9 インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組。障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(「障害者の権利に関する条約」)

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（選択はいくつでも）



(2)取組の方向性

- ①次期「松江市子ども・子育て支援事業計画(2025 年～2029 年)」では、「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」及び「子ども・若者計画」を包括した、「松江市こども計画(仮称)」を令和 6 年度中に策定します。策定にあたってはこども・若者の意見を聴取・反映し、市民にとって分かりやすい計画の策定を目指し、関係機関との連携のもと、子育て支援をさらに充実させていきます。
- ②本市の目指すこどもの姿、目指す保育者像の共有化、幼児教育・保育の質の向上を図るため、令和6年3月に「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」を策定しました。幼児教育・保育施設の保育者が高い人権意識をもち、「子どもの権利条約」を踏まえ、将来につながるこどもの人権意識を育てていきます。
- ③サポート会議や要保護児童対策協議会個別事例検討会議等を通じて、庁内及び関係機関との連携を強化します。特に、児童虐待やヤングケアラーの対応については、児童相談所と連携を密にして、適切な役割分担を行い、在宅支援を中心に身近な場所でこどもや保護者を継続的に支援します。また、こども家庭センターによる子育て世帯への相談支援の充実やヤングケアラー・コーディネーターの設置、アセスメントセミナーや出前講座などによる児童虐待の発

生予防と啓発を行うとともに、こども自身からの相談ができるような環境づくりに向けても取り組みます。

- ④「生徒指導サポート推進事業(不登校・問題行動・いじめ等)」の展開及び教育支援センターとしての「青少年相談室(居場所づくり・学習支援・教育相談等)」の運営やオンライン学習支援「ボタンねっと」を柱とし、課題を抱えるこどもに対して、学校と連携しながら組織的に支援を進めていきます。
- ⑤青少年支援センターでは、不登校やひきこもりなど様々な困難を抱えるこどもや家族から相談を受け、指導助言、学習・就労支援など、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行い、社会的自立を促します。また、関係機関のネットワークを強化することで、切れ目のない相談支援体制の構築を進めていきます。
- ⑥教育相談体制を充実させるため「スクールソーシャルワーカー」や「サポートワーカー」を配置したり、「訪問型支援員」を派遣したりして、家庭や地域、関係機関と連携した支援を行っています。
- ⑦松江市発達・教育相談支援センター「エスコ」の相談件数は、令和元年以降 3,700 件前後を推移しています。相談内容は、学習面や情緒面、対人関係等多様化、複雑化しており、対応の難しい事例も多くなっています。このことを踏まえ、専門性の高い相談員を配置し、多様な相談を総合調整し、よりよい支援につなげます。また、研修や事業を通して教職員の支援力の向上を図り、学校等における教育の充実に取り組みます。また、合理的配慮の提供のため、特別支援教育支援員等の人的支援の充実を図ります。
- ⑧民生委員・児童委員等と連携し、こども及び家庭への支援を行います。
- ⑨パトロールやあいさつなどの「地域でこどもを見守る活動」を推奨します。
- ⑩電子メディアがこどもに及ぼす影響を踏まえ、乳幼児の保護者や保育現場の職員等を対象に、専門家を派遣して研修会を行うなどの啓発活動を進めます。乳幼児期から望ましい生活習慣を確立し、親子のふれあいの時間を増やしてこどもの心や言葉の発達を促し、発達年齢に応じた適切な情報活用能力を育成することをめざします。そして、電子メディアとの望ましい接し方や自己コントロール力を育成するため、「メディア学習推進員」を希望する小学校に派遣したり、授業公開日にメディア学習を公開したりする等、発達段階に応じた継続的な指導を行います。また、各校で児童生徒が作成したメディアルールを引き続き実践し、学校と家庭や地域社会及び各種団体等が課題意識を共有しながら行う連携した取組を推進します。
- ⑪妊娠届出時の面談や乳幼児健診、産後ケア等、多くの保護者やこどもに関わる母子保健事業を通じ、妊娠期、出産、育児期に起こりうるリスクの予防や軽減に努めます。

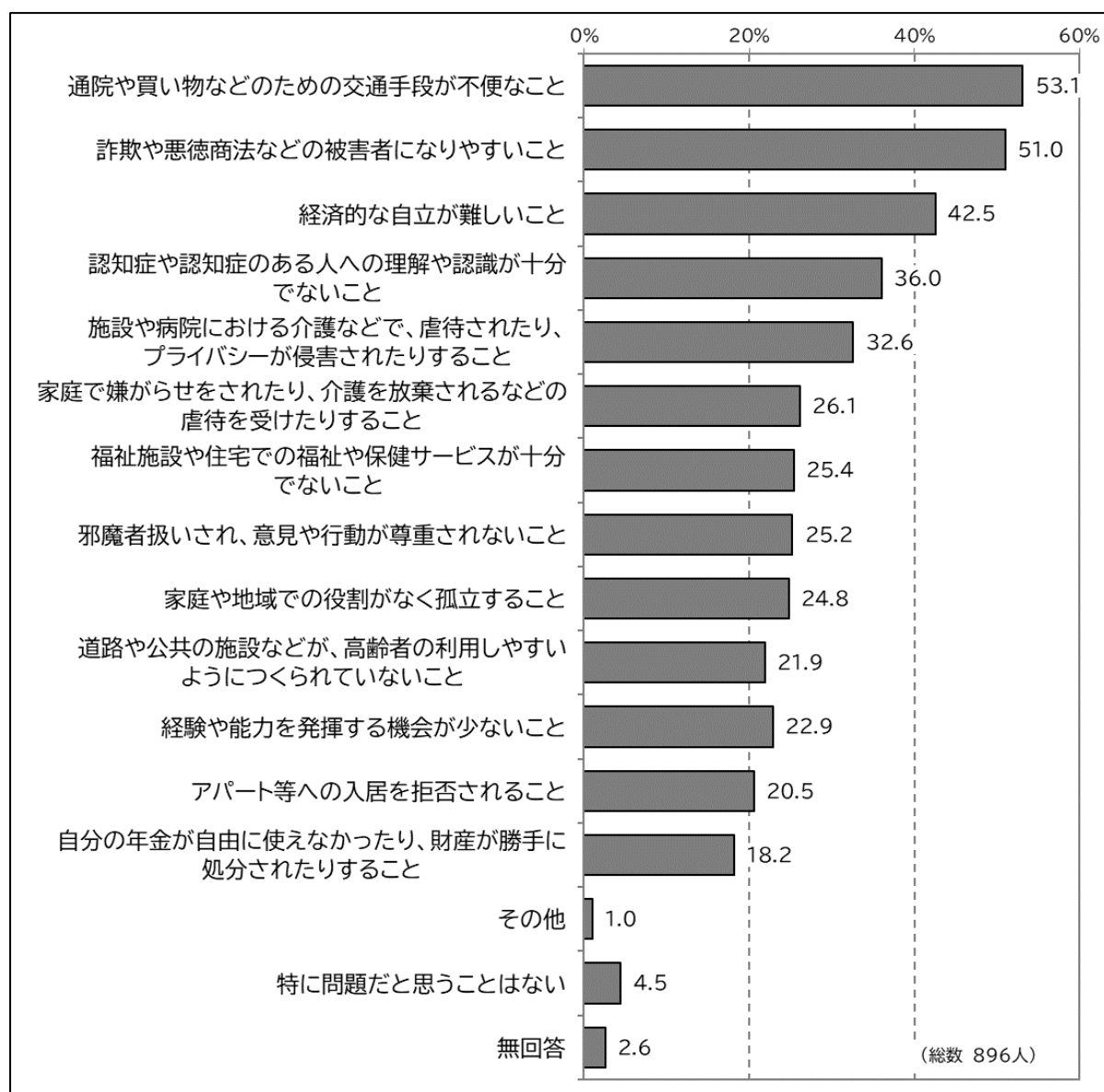
3 高齢者

(1)現状と課題

- ①日本は平均寿命の大幅な延びや少子化などを背景として、社会の高齢化が極めて急速に進んでいます。令和 6 年版高齢社会白書によると、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は 1950 年以降上昇の一途をたどり、2040 年には 3 人に 1 人が高齢者になると見込まれています。このように高齢化が進展する中、高齢者に対する虐待や介護放棄、悪徳商法や振り込め詐欺など、高齢者の人権が侵されるような事例が多く発生し、社会問題となっています。
- ②高齢者の尊厳を守るために、国においては平成 7 年 12 月に高齢社会対策の基本理念を定めた「高齢社会対策基本法」が施行され、平成 18 年 4 月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、高齢者への虐待防止に向けて国や地方公共団体、国民の責務が定められました。また、近時は令和 6 年 1 月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の基本理念が定められました。
- ③本市の高齢化率は、30.39%(令和 5 年 3 月 31 日現在)で、5 年前の 28.83%から急激に伸びており、また全国(29.0%)を上回る勢いで高齢化が進んでいます。「団塊の世代」が 75 歳以上になる令和 7 年(2025 年)には高齢化率 31.19%、3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる時代が目前に迫っています。
- ④高齢期は誰もが避けて通ることのできないものであり、平均寿命の延伸に伴い、長い高齢期をどのように過ごすのかは、個人にとっても極めて重要な課題となっています。さらに、高齢者独居世帯や高齢者のみ世帯も増え続けるなど、高齢者の生活様式や考え方等価値観も、今後一層多様化すると考えられます。
- ⑤進行する高齢化に対応し、高齢者が生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境をつくることが求められています。また、年々相談件数が増加し、内容が複雑化する高齢期の様々な問題に対応できる相談窓口を充実させることも必要です。
- ⑥現在、松江市における要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人の割合は 6 割を超えており、今後も更に認知症になる人の増加が見込まれます。また近年、要介護となった原因疾病のうち認知症が毎年上位を占めていることから、認知症対策は重要課題の一つと言えます。
- ⑦認知症の高齢者や一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加に伴い、本人の財産、権利を保護する成年後見制度の必要性が高まっています。市民後見人等の担い手確保に繋げるため、平成 23 年度より、市民後見人養成事業を実施しています。
- ⑧松江市では、高齢者の虐待に関する相談・通報件数は年々増加しており、虐待の防止と解消に向け、関係者が啓発、相談・支援を行っています。虐待の態様は、複雑・多様であり、「高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて関係課が連携して被虐待者と虐待者への支援を行っています。

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（選択はいくつでも）



(2)取組の方向性

- ①高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、警察等関係機関と連携して、地域の見守りネットワークを構築するなど、地域とともに支えあうまちづくりを「松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等に基づき推進します。
- ②高齢者がある意欲や能力に応じ、就業やボランティア活動、スポーツや趣味など様々な分野で活躍し、健康で充実した生活を過ごすことができるよう、高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援していきます。

- ③高齢者などすべての人が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心として関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。また、地域の実情に応じて地域住民相互による日常的な見守りや生活支援など、地域における支えあう体制づくりを推進します。
- ④市民の認知症に対する理解を深めるための周知・啓発、認知症への早期対応の体制整備を推進します。また、認知症の人や家族への相談・支援、見守りの体制を強化します。
- ⑤高齢化の進展により、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。「第2次松江市消費者教育推進計画(令和5年度から令和9年度)」に基づき、高齢者のなごやか寄り合い等で出前講座を実施するほか、高齢者見守りネットワークの協力事業者等へ消費者見守りに関する情報提供を行うなど、関係機関と連携して高齢者の被害防止に引き続き取り組みます。
- ⑥高齢者の権利を守り、市民一人一人の人権と尊厳が大切にされるよう、高齢者虐待の防止対策強化、「成年後見制度」や日常生活自立支援事業など権利擁護の取組の拡充等、高齢者が安心して生活できる環境づくり、体制づくりを進めます。

4 障がいのある人

(1)現状と課題

- ①「障害者基本法」第3条には、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定されています。
- ②現実には、障がいのある人は、社会生活の中で不自由・不利益を被ったり、自立と社会参加が阻まれている状況も、依然として存在しています。
- ③すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のもと、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)」が平成25年4月より施行され、地域における共生社会の実現に向け、障がい福祉サービスの充実等、総合的かつ計画的に支援を行っていくこととされています。
- ④障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、多くの場合、障がいについての知識不足、理解不足がかかわっています。
- ⑤本市では、平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)(障害者虐待防止法)」が施行されたことから、同日に松江市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待を受けた障がい者と養護者への支援及び

啓発を行っています。被虐待者に対しては庁内関係各課、関係機関との連携により自立をめざした支援を行っています。

虐待の早期発見のためには、誰もが障がい者虐待について正しく理解することが必要であり、市民、障がい福祉サービス事業所や障がい者を雇用する事業所などの事業者に対し継続して啓発をしていく必要があります。

- ⑥平成 28 年 4 月より施行された「障害者差別解消法」(注10)では、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定められ、障がい者の権利保障について大きな節目となりました。

注10 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

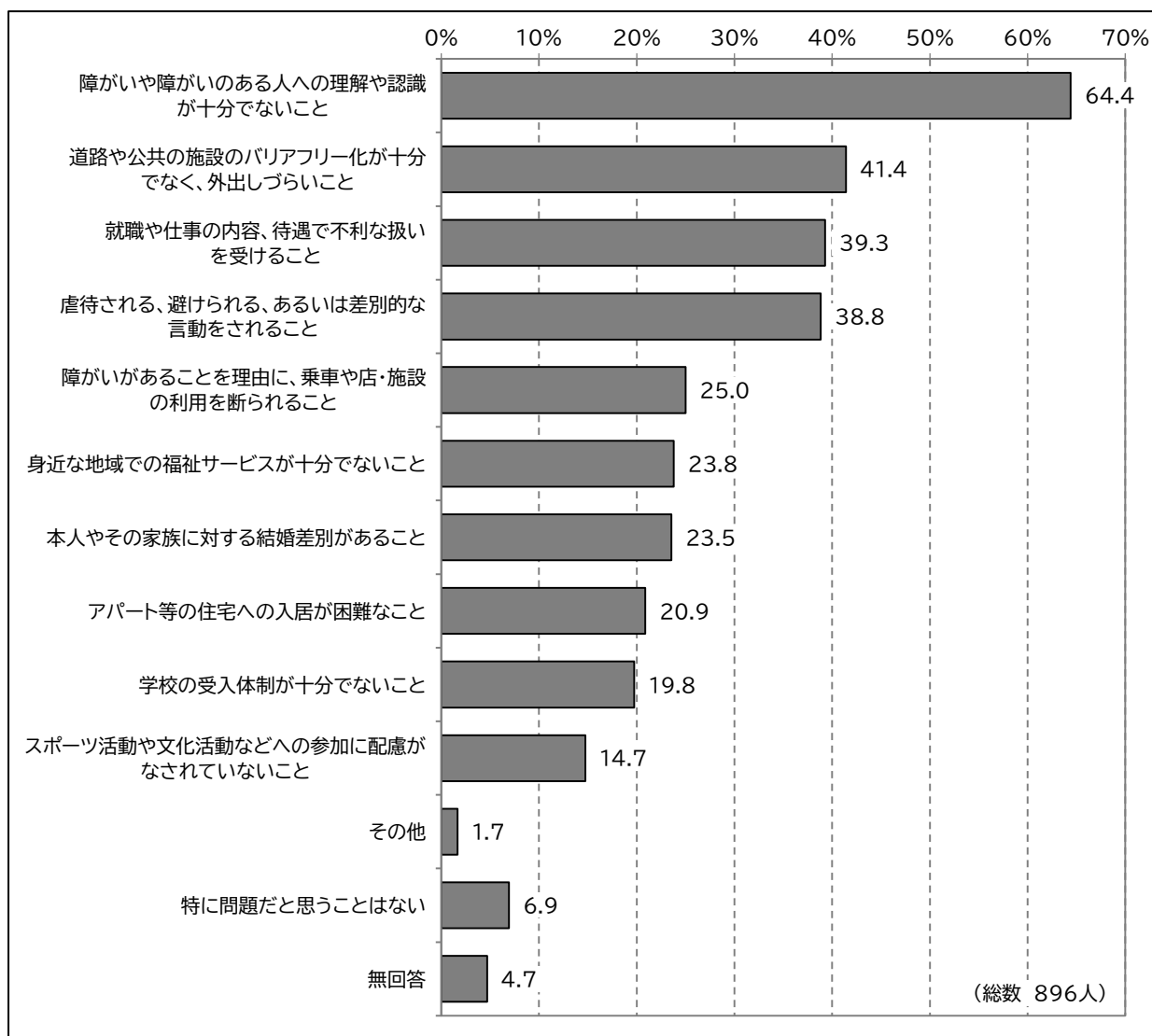
障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として制定。

- ⑦本市においては、平成 28 年 10 月に「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例(平成 28 年条例第 50 号)」を施行し、共生社会の実現に向け、障がい理解と差別解消、合理的配慮の提供の推進に向けて啓発に取り組んでいます。

- ⑧その他、平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成 30 年法律第 47 号)が施行され、また、令和 4 年 5 月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和 4 年法律第 50 号)(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行され、障がい者の権利を尊重した法整備が進んでいる状況です。

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(選択はいくつでも)



(2)取組の方向性

- ①障がいのある人一人一人の人権尊重をあらゆる施策の基本とし、社会全体の人権意識の高揚を図ることにより、人を思いやる心にあふれた地域社会をつくります。
- ②ノーマライゼーション(注 11)の理念のもとに、市民一人一人が主役となり共に生きることができる「完全参加と平等」の地域社会の実現をめざします。

注 11 ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいの有無にかかわらず、共に、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することができる社会を実現していこうとする考え方。

③本市では令和 2 年 3 月に策定した「松江市障がい者基本計画・松江市障がい福祉計画・松江市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、相談体制の充実、就労支援、療育や保育等の障がい児支援の充実、相談体制の強化、地域住民の意識啓発など地域が一体となった取組を推進します。

④障がいのある人が、自らその居住する場所を選択し、住み慣れた地域で安心して生活するための支援と併せ、地域移行の推進を図ります。このことに向け、就労支援や保健・医療・福祉が一体となった福祉サービスの充実を図ります。そして、コミュニケーション支援やわかりやすい情報の提供と、道路、公園や公共的施設のユニバーサルデザイン(注 12)やバリアフリー化(注 13)を進め、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

注 12 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、様々な違いにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考え方やその考え方に基づいた様々な工夫。

注 13 バリアフリー

社会生活を営むうえで障壁となるものを取り除き、自由に行動できる環境づくり。

⑤共生社会の実現に向けては障がいへの理解を拡げていくことが不可欠です。当事者団体、障がい福祉サービス事業所、国や県などとも連携しながら、市民や事業者へ障がい理解がより浸透していくよう啓発を進めていきます。

また、手話を言語として使用している「ろう」の人も尊厳をもって社会生活がおくれるよう、手話への理解、普及を図っていきます。

⑥教育においては、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の交流及び共同学習を推進し、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会とします。

⑦障がいのある人の虐待については、松江市障がい者虐待防止センターにおいて、虐待を受けた障がい者と養護者への支援と啓発を行います。

5 同和問題

(1)現状と課題

①昭和 40 年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられています。

②この答申を踏まえて、昭和 44 年からは特別措置法による同和対策事業や同和教育が実施されてきました。本市においても各種対策事業を実施し、その結果、物的な基盤整備など、生活環境等の格差は大きく改善されました。そして特別措置法は、平成 14 年 3 月末に失効しました。

③しかし、その一方で、現在もなお部落差別は存在しています。一例では、身元調査を目的とした戸籍謄抄本等の不正取得が問題となっています。この問題への対応として、平成 21 年から地方自治体において不正取得の抑止を目的とする本人通知制度の導入が始まり、令和 6 年 2 月時点では、全国の自治体 1,741 団体中 763 団体で導入されています。(導入率約 44%)

④本市でも、平成 31 年 1 月 1 日より「事前登録型本人通知制度」を開始しました。(平成 30 年 10 月 1 日より事前登録の受付開始)

⑤また、インターネット上での部落差別の増加・悪質化などの問題が全国で起きています。このような状況を踏まえ、平成 28 年 12 月に「部落差別解消推進法」(注 14)が施行されました。

注 14 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

「部落差別」の言葉を冠した初めての法律で、現在もなお部落差別が存在することを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたもの。国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、解消のための施策として、国は、相談体制の充実を図り、教育及び啓発を行うこと、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえてこれらの施策の推進に努めることなどを規定している。

⑥教育・啓発が同和問題解決に重要な役割を担うとの認識のもと、市内のすべての学校、地域、企業等において、同和教育・啓発活動が主体的かつ積極的に推進されるよう体制づくりに努め、様々な取組を進めてきました。

⑦本市が、概ね 5 年ごとに実施している「人権に関する市民意識調査」の結果によると、同和問題についての差別意識は、少しずつ解消の方向に向かってきました。しかしながら、令和 5 年に実施した意識調査の結果によると、「自分も市民の一人として、同和問題の解決に努力すべき」と回答した人の割合は 38.5%と依然として低い水準となっています。また、同和問題に関して無関心またはわからないとする層の増加なども見受けられ、今後一層の教育・啓発が求められています。

⑧インターネットの匿名性を悪用した差別的な書き込みの事象などが後を絶たず、差別を助長する悪質な情報を意図的に流すというような事象も発生しています。「人権に関する市民意識調査」においても、同和問題に関する人権上の問題を「インターネットや SNS 上に差別的な書き込みや情報の記載があること」とする回答の割合が、調査を重ねるごとに高くなる傾向が見られます。

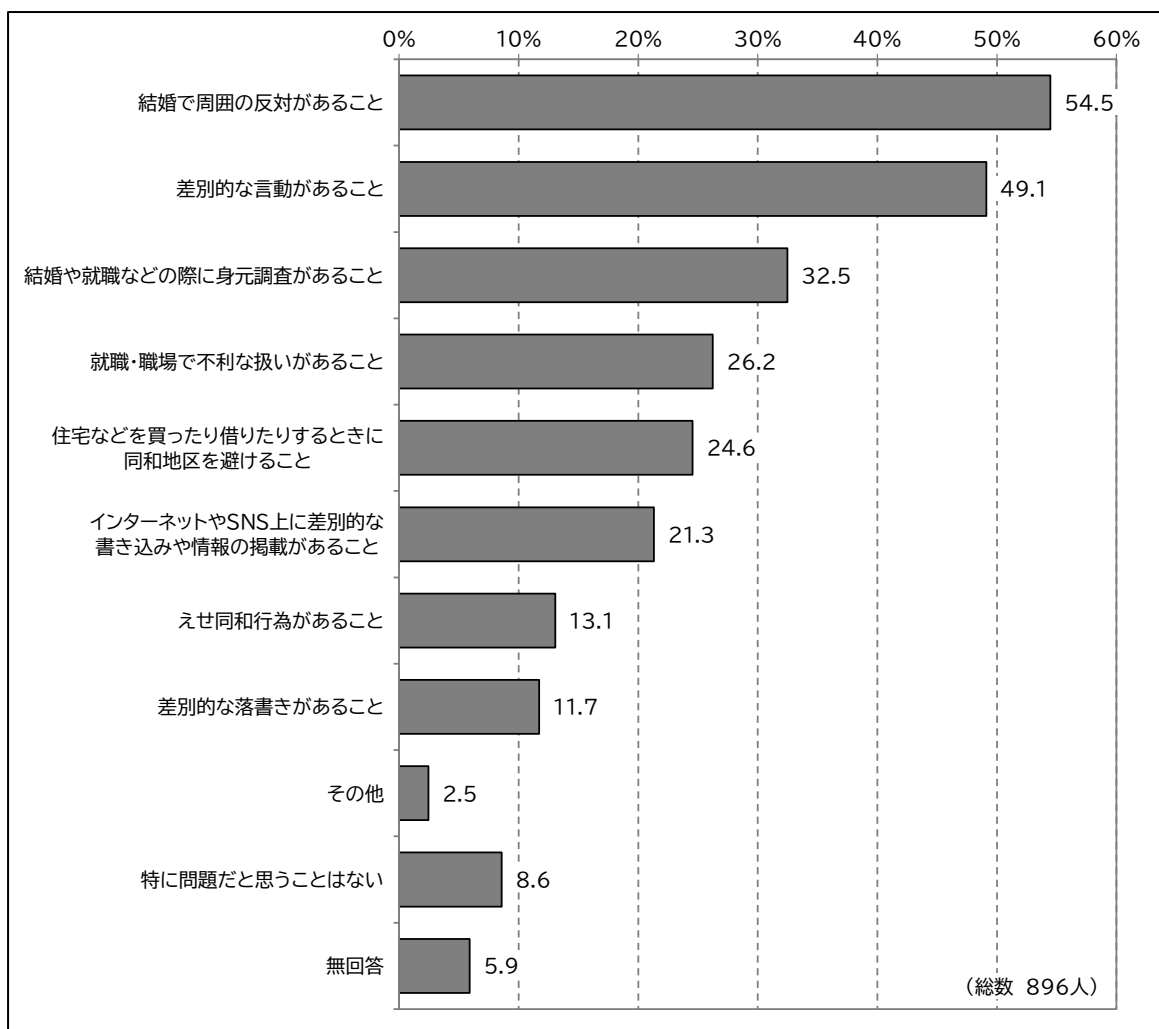
⑨同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決を阻害する「えせ同和行為」(注 15)の根絶に向けた取組も、引き続き求められています。

注 15 えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である。」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実に個人や企業、行政機関などに対し、高額図書購入など不当な利益や義務のないことを求める行為。これまで培われてきた教育・啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっている。

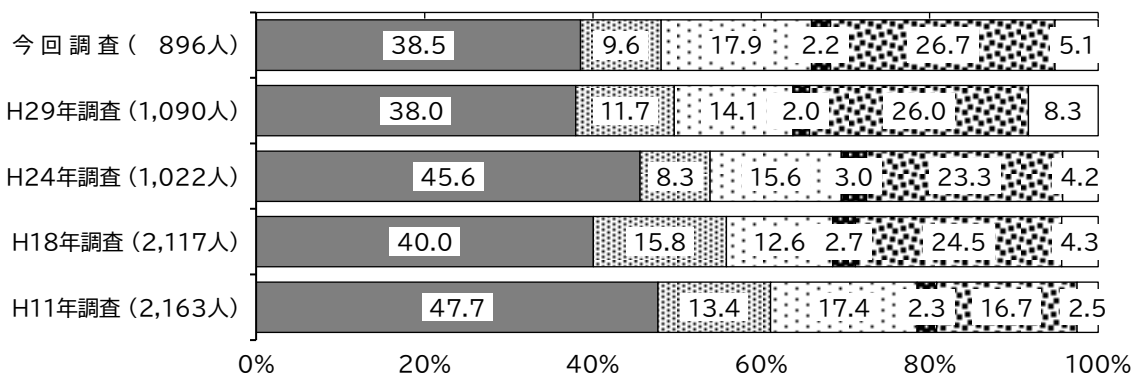
◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■同和問題に関して、特にどのようなことが人権上の問題だと思いますか。（選択はいくつでも）



■同和問題の解決と自分自身とのかかわりについて、どのようにお考えですか。（選択は1つ）

- 基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う
- 自分ではどうしようもない問題だから、しかるべき人たちが解決してくれると思う
- 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う
- 同和地区の人の問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う
- よく考えていない
- 無回答



(2)取組の方向性

- ①日本固有の人権問題である同和問題は、行政の責務として解決に向けた取組を行うことが必要です。また、市民一人一人が、同和問題が現在も存在する人権問題であることを認識し、自らの課題として差別解消に取り組むことが必要です。「部落差別解消推進法」の施行を受け、法律の内容等の周知を図るとともに、同和問題を人権教育・啓発活動の重要な柱と位置付け、学校、地域、企業等あらゆる場における教育・啓発を推進します。
- ②同和地区における教育・文化活動を促進するとともに、同和地区内外の交流活動を積極的に推進することにより、差別解消に向けた交流と連帯の輪を広げます。
- ③隣保館においては、地域における生活上の各種相談事業・地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業・交流事業等を、総合的に実施します。
- ④「事前登録型本人通知制度」の運用により、身元調査を目的とした戸籍謄抄本等の不正取得の抑制を図ります。
- ⑤インターネットにおける差別的な書き込み等に対しては、インターネットモニタリングを定期的実施するとともに、問題のある事象が発生した場合には法務局や島根県など関係機関と連携しながら速やかに対応を進めます。
- ⑥「えせ同和行為」など同和問題解決を著しく阻害する行為については、啓発、関係機関との連携を進め、その根絶を図ります。

6 外国人

(1)現状と課題

- ①本市は、日本文化を世界に紹介した小泉八雲ゆかりの地であり、昭和 26 年に国際文化観光都市に指定され、友好都市を中心とした諸外国との交流や市民の国際理解の推進、外国人住民や外国人観光客に快適なまちづくりを進めてきました。
- ②日本の外国人住民(令和 5 年末現在)は 341 万人を超え、本市の外国人住民(令和 6 年 4 月末現在)は、中国籍 362 人、ベトナム籍 336 人、フィリピン籍 296 人、韓国籍 173 人など、合計 1,959 人であり、増加傾向にあります。
- ③全国的な問題として、日本の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題があります。
- ④外国人労働者の増加や在留資格によっては帯同家族もいることから、外国人住民は年々増加傾向にあります。日本人と外国人が共生し、外国人にとっても快適に暮らすことができる環境整備の必要性も高まっています。

⑤本市においては、外国語による生活情報の発信や相談機関、通訳制度の周知や日本語学習支援の充実を図るとともに、日常より「やさしい日本語」での表記や窓口対応を心掛ける必要があります。

⑥近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題化したことから、平成 28 年 6 月には、ヘイトスピーチの解消を目的とした「ヘイトスピーチ解消法」(注 16)が施行されました。

こうした言動は、人としての尊厳を傷つけ、また、差別意識を助長することにもなりかねないことから、法務省が中心となり、様々な啓発・広報活動を行っています。

注 16 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
(ヘイトスピーチ解消法)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本政策を定め、これを推進しようとするもの。国民は差別的言動のない社会の実現に努めなければならないとし、国と地方自治体は、相談体制の整備、差別の解消のための教育や啓発などの施策を実施することとしている。

⑦近年の社会問題の一つとしてヘイトスピーチを取り上げる社会科・道德等の授業もあります。人権擁護の観点から外国人等に対する偏見や差別の解消をめざした取組が必要です。メディアが発達した現代において、児童生徒は「ヘイトスピーチ」をテレビやインターネットで見聞きし、誤った理解や行動をする恐れもあり、異なる価値観や違いを認め尊重する人権教育を学校教育の中で進めることが重要です。

(2)取組の方向性

①国際交流員などの活動を通じ、他の国、地域の人々と交流し歴史や文化の理解を深める機会を設けるなど、国際交流事業の推進により、お互いの国、地域の価値や魅力を再認識し、地域住民として共に生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現に努めます。

また、その異文化理解をもとに、日本文化を見つめなおし、世界に目を向けた柔軟な発想と広い視野を持つ人材を育成します。

②外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報の提供、相談体制や日本語教育の充実、外国語表示の推進、やさしい日本語の普及啓発などにより、外国人住民が地域の中で安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを進めます。

③「ヘイトスピーチ解消法」の施行を受け、外国人に対する差別的言動の解消を推進するために、相談体制の整備や教育・啓発に取り組みます。

④学校での外国語活動や総合的な学習の時間などを通じ、こどもたちの外国人や外国の文化への理解が深まるよう取り組むとともに、異なる価値観や違いを認め尊重する人権教育を進め、共に生きていく態度の育成や向上に努めます。また、こどもたちが、溢れる情報の中から正しい情報を主体的に選択できる力の育成に努めます。

7 患者及び感染者等

(1)現状と課題

①『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画(平成 9 年)には、HIV感染者、ハンセン病に対する偏見や差別が人権に関する重要課題の一つとして取り上げられています。

②ハンセン病(注 17)は極めて感染力の弱い病気であり、完治も可能となったにもかかわらず、「らい予防法(平成 8 年廃止)」により、長年強制隔離政策が続けられ、その結果、本人はもとより家族や親族も長年、偏見や差別に苦しめられてきました。療養所に入所中の人は長期にわたって社会から隔離された生活を送ってきたことや高齢化により社会復帰が困難な状況にあります。

注 17 ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染力の弱い感染症。今日では治療法が確立しており、早期発見・早期治療により比較的容易に完治する。

③HIV(注 18)は、正しい知識を持って行動することで感染を防ぐことができます。しかし、正しい知識の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、HIV感染者の多くは、日常生活で多くの不利益と苦痛を受けています。

注 18 HIV

ヒト免疫不全ウイルス。後天性免疫不全症候群(AIDS:エイズ)の原因となるウイルス。

④近時は、新型コロナウイルス感染症に関連して、新しい感染症への不安や正しい知識の不足などの理由から、感染者及びその家族、医療・福祉従事者及びその家族への偏見・差別などの人権問題が発生しました。令和3年2月には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症等の患者等に対する差別的取扱いの防止にかかる国及び地方公共団体の責務規定が設けられました。

⑤その他、ウイルス性肝炎などの各種感染症や慢性病患者も周囲の正しい知識の不足のため、差別的発言を受けることや就労問題など様々な人権問題に直面しています。

⑥医療が個人の尊厳の保持を旨とし、医療の担い手と受ける者との信頼関係に基づき行われるためには、医療関係者と患者・家族の話し合いが十分になされ、納得した医療が提供されることがや主治医以外の医師から意見を聞くセカンドオピニオンなど、患者の人権と主体性を尊重した医療のあり方が重要です。

(2)取組の方向性

①ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発のため、ハンセン病療養所入所者の里帰りや訪問・交流などを事業とする「島根県藤楓協会」と連携を深めるとともに、各種人権研修等の一環として療養所の訪問等を取り入れます。

- ②「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)」の改正に伴い策定した「松江市感染症予防計画」に基づき、各種感染症や様々な疾患に対する正しい知識の普及に努め、偏見や差別意識の解消を図ります。
- ③HIVや肝炎ウイルスの検査を匿名で実施し、不要な不安を取り除き正しい理解の啓発を図ります。
- ④若い世代に対しては、学校等と連携した啓発事業をすすめ、HIV感染症や性感染症についての正しい知識や予防等の教育・啓発を進めます。
- ⑤松江市立病院では、「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に基づき、患者の権利を尊重した診療を推進します。
- ⑥インフォームドコンセント(注 19)やセカンドオピニオンについて啓発を推進します。

注 19 インフォームドコンセント

医師が患者に対し、病状や治療目的、危険度などを十分に説明し、同意を得てから治療を行うこと。

8 犯罪被害者やその家族

(1)現状と課題

- ①犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症といった直接的被害だけでなく、興味本位のうわさや心ない中傷等によって名誉が傷つけられたり、被害を受けて苦しんでいることについて職場や学校など身近な人から理解が得られなかったり、時にはマスメディアの行き過ぎた取材や報道をされるといった二次被害を受けるなど、被害後長期にわたって私生活の平穏が脅かされる問題が指摘されています。
- ②こうした犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成 17 年 4 月「犯罪被害者等基本法」が施行されました。同法第3条では、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、被害の状況及び原因、犯罪被害者等がおかれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じること、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく支援を行うことが基本理念として定められました。
- ③その翌年、国は同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等が直面する困難な状況を支援するための施策を示しました。近時は、令和 3 年 3 月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」において、「5つの重点課題」に対する施策が掲げられ、関係府省庁において横断的かつ総合的な取組が進められています。
- ④島根県においては、平成 18 年に「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」、令和 4 年には「島根県犯罪被害者等支援条例」が施行され、犯罪被害者等支援の基本となる事項等が定められるとともに、犯罪被害者等に対する理解を深めるための広報・啓発、支援のための体制の整備といった取組が進められてきました。本市も総合窓口の一つとして関係機関

と連携しながら対応に努めています。

- ⑤しかしながら、犯罪被害者等のおかれた立場に対する理解が広く浸透し、支援に対する十分な協力が得られているとは言えない状況にあります。私たちは、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害からの回復には、被害者の周囲の人々による温かく途切れのない支援が不可欠であり、被害者やその家族の人たちの立場に立って考え、社会全体で支えることが大切です。

(2)取組の方向性

- ①犯罪被害者やその家族がおかれている状況や直面している問題を理解し、社会全体で支援の取組が進むよう、教育・啓発に取り組めます。
- ②司法、行政、医療、民間企業等により組織される「島根県被害者支援連絡協議会」や「被害者支援地域ネットワーク」の一員として、島根県や島根県警察をはじめとする関係機関・団体等との連携を図り、適切な相談対応に努めます。

9 インターネットにおける人権侵害

(1)現状と課題

- ①インターネットやスマートフォンなどIT技術の急速な進歩は、情報収集の利便性を飛躍的に高め、ブログやSNS(注20)などの手段により容易に意見表明ができるようになるなど、私たちの生活やコミュニケーションのあり方をたいへん便利にしました。

注20 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
インターネット上で、人と人のつながりを構築するサービス。

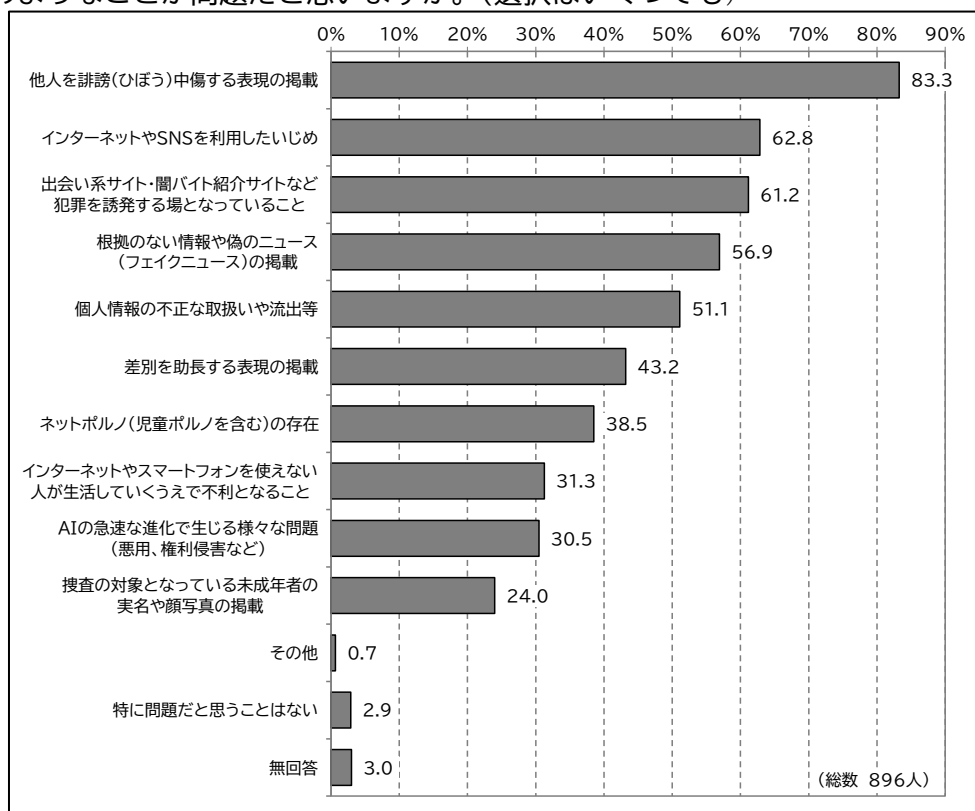
- ②一方で、インターネットの特性として、不特定多数に対し簡単に情報が発信できることや発信者の匿名性が高いこと、短時間で情報が拡散し、回収が困難なことなどがあります。その結果、個人情報の大量流出によるプライバシーの侵害、電子掲示板への誹謗中傷・差別的書き込み、将来にわたって深刻な人権侵害に発展する可能性があることなど、新たな人権問題が生じています。
- ③令和5年に実施した「人権に関する市民意識調査」における、インターネットや情報技術に関する人権問題について特にどのようなことが問題と思うかという設問では、「他人を誹謗(ひぼう)中傷する表現の掲載」、「インターネットやSNSを利用したいじめ」、「出会い系サイト・闇バイト紹介サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」、「根拠のない情報や偽のニュース(フェイクニュース)の掲載」、「個人情報の不正な取扱いや流出等」の5項目で回答が5割を超え、関心の広がりが高まりが感じられます。
- ④子どもたちの間のインターネットを利用した「いじめ問題」への対応も依然として大きな課題の一つであり、携帯電話やスマートフォンの普及により、SNSやメール、交流サイトなどを通じ

た様々なトラブルが起きています。

- ⑤平成 14 年 5 月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)(プロバイダ責任制限法)」が施行されました。これは、インターネットや携帯電話の掲示板などで個人の権利が侵害された場合のプロバイダが負う損害賠償の範囲や情報発信者の開示を請求する権利を定めたものです。令和 4 年 10 月には同改正法が施行され、発信者情報開示の簡易・迅速化を目的として新たな裁判手続きが創設されました。
- ⑥インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資することを目的とする、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)」が平成 15 年 9 月に施行されました。平成 20 年には一部改正され、事業者への規制強化が図られています。
- ⑦平成 23 年 6 月に改正された「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)」では迷惑メール対策の強化が図られています。
- ⑧平成 26 年 11 月にはいわゆる「リベンジポルノ」に対処するため「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成 26 年法律第 126 号)」が施行されました。
- ⑨インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダ等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任を認識することがますます重要となっています。

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■インターネット（SNSを含む）や情報技術（IT）に関する人権問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（選択はいくつでも）



(2)取組の方向性

- ①児童生徒に対しては、教科や特別活動の授業を通して「情報モラル教育」を実施します。併せて教職員や保護者を対象とした研修会・講演会を開催し、正しい知識の普及・啓発を進めていきます。
- ②正しい情報を主体的に判断して活用できるように、インターネットの利用に当たっては、利便性を享受するだけではなく、他者の人権への配慮に心がけるとともに自分の人権を守ること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発していきます。

10 性の多様性に関する人権問題

(1)現状と課題

- ①人の性のあり方は、出生時に割り当てられた性だけでなく、性的指向（注 21）、ジェンダーアイデンティティ（以下、「性自認」という。）（注 22）などの様々な要素で構成されています。また、性的指向や性自認などは、単純に男女の二分類に分けられるものではありません。

注 21 性的指向

人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念。性の指向は人によって様ではなく、異性を好きになる人、同性を好きになる人、好きになる相手の性別を問わない人、男性・女性どちらに対しても恋愛感情をあまり抱かない人など、多様である。

注 22 ジェンダーアイデンティティ（性自認）

自分の性をどのように認識しているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもある。出生時に割り当てられた性と性自認が一致しない人々は、「トランスジェンダー」と呼ばれる。また、出生時に割り当てられた性と性自認を医学的な方法で適合させようとする場合「性同一性障害（性別不合）」という診断名がつけられる。

- ②これまでの社会制度や慣習の多くは、自分と異なる性に性的指向が向かい、出生時に割り当てられた性と性自認が一致していることを暗黙の前提としていました。
- ③しかしながら、性のあり方は人それぞれに多様です。このような性の多様なあり方の概念を SOGI（注 23）と言います。LGBT 等（性的マイノリティ）（注 24）の人々は、周囲の人から偏見の目で見られたり、就職や病院での診察、病院等での同性パートナーの面会の際などに差別を受けるなど、不当な扱いや差別的な言動を受け、社会生活を営む上で困難を生ずることがあります。

注 23 SOGI

性的マイノリティに限らずすべての人にかかわる多様な性のあり方の概念のこと。「SOGI」とは、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を組み合わせた言葉。

注 24 LGBT 等(性的マイノリティ)

「LGBT」とは、女性の同性愛者(Lesbian)、男性の同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字を組み合わせた言葉。「LGBTQ」とは、「LGBT」の 4 項目以外の様々な性のあり方も含む総称。

- ④平成 16 年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成 15 年法律第 111 号)」(注 25)が施行され、一定の条件のもとで性別変更も認められるようになりました。しかし、性別変更の条件として、「現に未成年の子がいないこと」や「性別適合手術を終えていること」などが定められており、当事者が望む性に変更することは容易ではなく、さらなる緩和を求める意見もあります。

注 25 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障害(性別不合)に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めた法律。次の 5 要件をすべて満たした場合は、家庭裁判所に性別変更の審判を請求することができる。

- ① 18 歳以上であること。
- ② 現に婚姻をしていないこと。
- ③ 現に未成年の子がいないこと。
- ④ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- ⑤ その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

- ⑤学校現場において、文部科学省は平成 27 年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」、さらに翌年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」の手引きを示しました。令和 4 年には「生徒指導提要」を改訂し、「性的マイノリティに関する課題と対応」という節を追加しています。性的マイノリティとされる児童生徒の自己理解ならびに周りの理解を進めていく教職員の理解促進が必要です。

- ⑥令和 5 年 6 月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(注 26) が施行されました。

注 26 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

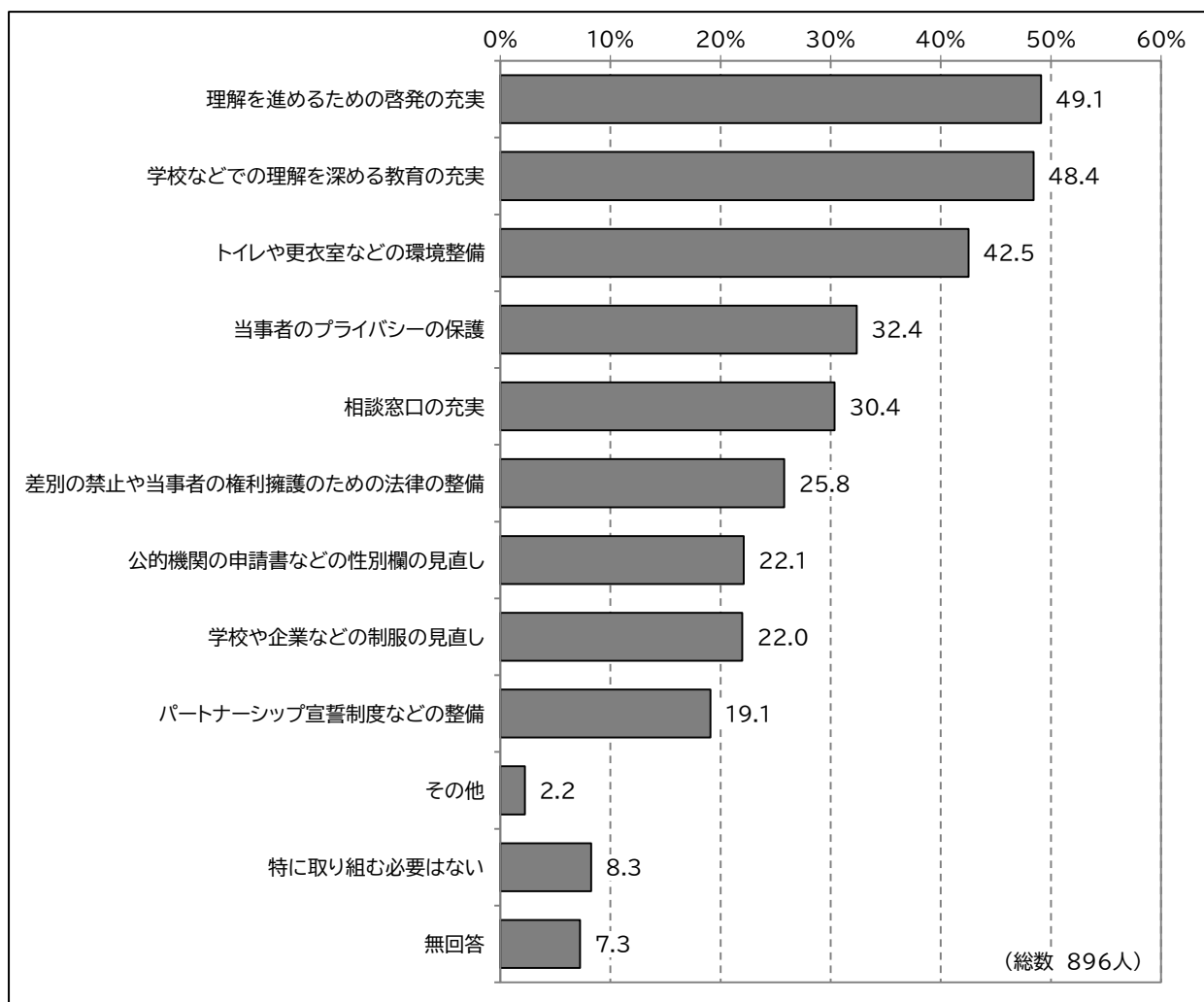
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない状況に鑑み、理解の増進のため、基本理念、国・地方公共団体・事業主等・学校の設置者の役割、基本計画の策定等について定めた法律。

- ⑦県内においては、令和 5 年 10 月、島根県と本市を含む県内全市町村が共同で「島根県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。また、島根県は令和 6 年 7 月 LGBT 等専門電話相談窓口「島根にじいろダイヤル」を設置し、セクシャリティに関わる悩みや困りごとについて誰でも匿名で専門の相談員に相談できる体制を整えました。

- ⑧これらの取組などにより、性の多様性に関することがメディアに取り上げられる機会が徐々に増え、人権課題の一つとして認識されつつありますが、国民の理解は必ずしも十分とは言えない状況があります。性の多様性に関する人権問題は、当事者を理解し支援しようとする人を増やしていくことなど、社会全体で取り組む必要があります。

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■ L G B T 等（同性愛やトランスジェンダーなど）に関する人権問題を解決するためには、どのようにしたらよいとお考えですか。（選択はいくつでも）



(2)取組の方向性

- ①性の多様性についての理解が増進されるよう市民啓発に努めます。
- ②教職員への正しい知識の普及と理解増進に努めるとともに、性別違和を感じるこどもに限らず、こどもたちが安心して学校生活を送ることができるよう環境を整備し、きめ細やかな対応に努めます。
- ③企業等に対し、理解の増進や就業環境の整備等が図られるよう、関係機関と連携し、啓発や情報提供に努めます。
- ④パートナーシップ宣誓制度について県内自治体と連携しながら、本市が提供するサービスについて引き続き検討を進めるなど、当事者の日常の困難を軽減し、偏見や差別のない中で自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

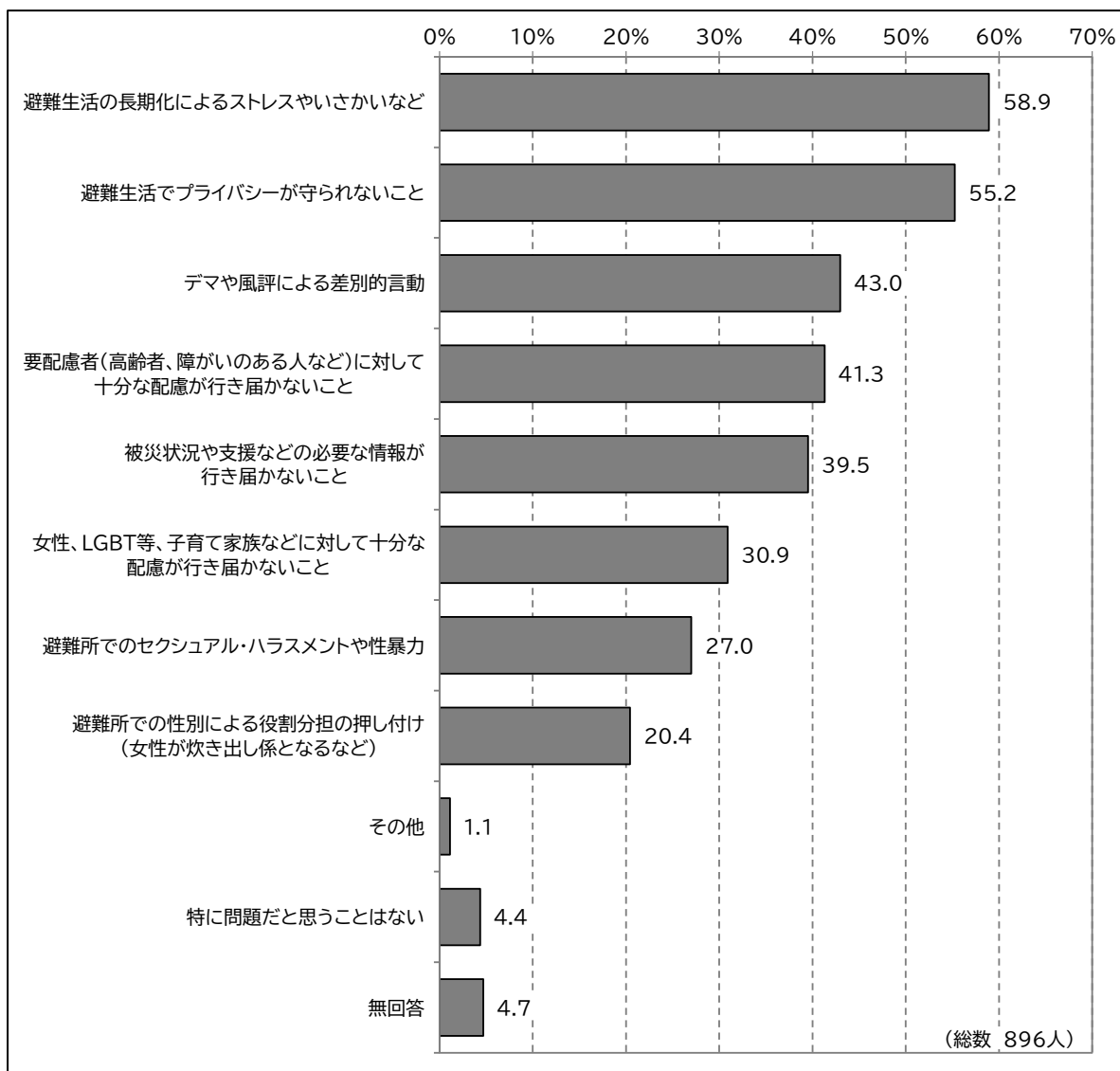
11 災害に伴う人権課題

(1)現状と課題

- ①平成 7 年 1 月 17 日の阪神淡路大震災、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災、近年では平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨災害など多くの災害を経験し、その都度、防災対策のあり方についての見直しが行われています。さらに、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震でも貴重な人命や財産が失われている現実があります。
災害は多くの命を危険にさらし、多くの苦しみを強いるものであり、こうした事態そのものが、人権を大きく損なうものであります。自然災害をゼロにすることは、現実的には不可能です。災害が発生した場合に、その被害を最小限に抑える減災という考えが重要となります。
- ②視覚や聴覚に障がいのある人や日本語の理解が困難な人に配慮し、情報伝達方法の多様化を図る必要があります。
- ③高齢者や障がいのある人など、自力または同居者の支援による避難が困難な人に対して、「避難行動要支援者名簿」の活用を通じて、災害発生時のみならず、平時からの見守り活動を推進することも重要です。
- ④過去の災害では、避難所における人権問題も発生しています。一人一人の特性に配慮した避難所運営に努める必要があります。
- ⑤災害の種類や規模によっては、生まれ育った故郷を離れ、長期に渡る避難生活を余儀なくされている被災者もいます。しかし、一方では災害転入者へのいじめや差別等の人権問題が発生している事実もあります。このような事案を未然に防ぐために家庭と学校が連携を取っていじめ防止に取り組んでいく必要があります。
- ⑥個人でできること、家庭でできること、地域でできること、職場でできることなどを、普段から考えられるような体制をつくり、防災や減災について自分自身のこととしてとらえ、対策を備えることが求められます。

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■災害時における人権問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(選択はいくつでも)



(2)取組の方向性

- ①ホームページのウェブアクセシビリティ(注 27)の確保や多国語での音声読み上げ対応など、そのニーズを把握しながら、情報が行き届くよう取組を進めます。

注 27 ウェブアクセシビリティ

利用者の障がいなどの有無やその程度、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイト上で提供されている情報やサービスを利用できること。またその到達度のこと。(政府広報オンライン HP)

- ②各地域で結成されている、様々な団体・組織が連携し、高齢者や障がいのある人などを災害から守ることができるよう推進します。

- ③「避難所運営マニュアル」を随時見直し、住民と行政が連携する研修・訓練の実施を通して、人権の観点での避難所運営について啓発・普及を図ります。避難所運営委員会の男女の比率にも配慮し、男女双方の視点に立った避難所の設置と運営を行います。また、自主防災組織役員への女性の参画を促し、男女双方の視点に配慮した物資の備蓄を行うなど、環境の整備に努めます。
- ④人権啓発や学校人権教育において、災害に関わる人権課題について啓発や教育のテーマに盛り込みます。
- ⑤各部署それぞれで行っている出前講座で、防災に関する講座依頼があった場合には、関係する複数の部署で連携、協力して対応します。

12 様々な人権課題

(1)現状と課題

北朝鮮当局による拉致問題

- ①北朝鮮当局による拉致問題も深刻な人権侵害です。平成 18 年(2006 年)には、「拉致問題 その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成 18 年法律第 96 号)」が施行されました。平成 23 年(2011 年)4 月には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。
- ②その中に「1970 年代から 1980 年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成 3 年(1991 年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。平成 14 年(2002 年)9 月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年 10 月、5 人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない」と拉致問題の現状が述べられています。
- ③その後、平成 26 年(2014 年)の日朝政府間協議により、北朝鮮は特別調査委員会を立ち上げ拉致被害者等の包括的かつ全面的な調査の実施を約束しましたが、平成 28 年(2016 年)2 月には核実験、ミサイル発射等を受けての日本独自の対北朝鮮措置の発表後、調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方的に宣言しています。
- ④拉致問題の早期解決にあたっては、国内外の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。本市においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取組などを通じて正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を一層深める必要があります。

アイヌの人々

- ①古くから北海道、樺太、千島列島に生活していた先住民族であるアイヌの人々に対する民族としての歴史、文化、伝統に関する知識や理解の不足等から生じる偏見や差別の問題があります。
- ②令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対してアイヌであることを理由とした差別を禁止しているほかに、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に寄与することを国民の努力義務として定めています。
- ③アイヌの人々の固有の言語や独自の文化、これらから生み出されてきた歴史や伝統を理解し、尊重することが大切です。

プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる問題であり、最大限保護されなければならないと考えます。近年の情報通信社会の進展に伴い、生活の利便性が向上する一方で、個人情報への取り扱いに対する不安が高まっています。

刑を終えて出所した人等

- ①犯罪をした人の多くが、安定した職業に就くことや住居を確保することが難しく、社会復帰することが困難な状況にあります。地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことが、再犯の防止につながります。
- ②「再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)」では、犯罪をした者、非行少年又は非行少年であった者を「犯罪をした者等」として再犯防止の対象に位置付け、地方公共団体においても、地域の状況に応じた再犯防止施策を策定し、実施する責務を有することが明記されました。
- ③急速に変化する社会の中で、孤独・孤立や生きづらさは誰もが抱えうる問題です。多様な背景を持つ人と人が共に支え合う包摂的な地域社会を実現できるよう、国や民間協力者と連携を図っていきます。

生活困窮者等

- ①生活保護を受給していることや生活に困窮しているという理由で、偏見や差別があってはならないと考えます。
- ②平成 27 年には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階からの自立支援施策を強化し、生活困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を実施しています。

- ③松江市くらし相談支援センターにおいて、専任の相談支援員を配置し、生活困窮者の総合的な相談窓口として、相談者のニーズを把握しながら、その人に必要な支援を個別に実施します。また、ひきこもりなど社会的に孤立した生活困窮者の把握や刑余者、住むところがないなど複合的な問題を抱える人にも個々の状況に応じた支援を行います。

自死した人の遺族

- ①自死の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自死に至る原因は 1 つではなく、複数の要因が絡み合って引き起こされます。
- ②誰も自死に追い込まれることのない社会の実現をめざして、平成 18 年に「自殺対策基本法」が施行され、松江市も平成 30 年度に「松江市自死対策推進計画」を策定し、令和5年度に改定を行いました。
- ③自死した人の遺族は、家族がなくなったことに対して自責の念を抱きやすく、周囲からの偏見に見まわれるなど、社会的にも厳しい状況におかれることがあります。こうしたことから、自死遺族のこころのケアや問題解決に向けた支援の充実を図るとともに、市民の自死遺族への理解や支援の促進を図ることが必要です。

迷信や風習

地域社会に存在する迷信や風習の中には、合理的な根拠に乏しいものが数多くあります。迷信や風習に対する先入観が無意識のうちに偏見や差別意識につながる恐れもあり、日常生活における考え方や習慣についても問題意識を持つことが必要です。

様々な人権問題等

これまで述べてきた問題のほかにも、人身取引(トラフィッキング)事件をはじめ、ホームレス、日本に帰国した中国残留邦人とその家族に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在します。

(2)取組の方向性

- ①あらゆる機会を通して、人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための教育・啓発に努めます。
- ②今後新たに生じる問題も含めて、それぞれの人権問題の状況に応じて、その解決のため、関係機関と連携して施策を行います。

参 考 資 料

● 世界人権宣言（抜粋）	…47
● 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（抜粋）	…50
● 日本国憲法（抜粋）	…58
● 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	…61
● 同和対策審議会答申（抜粋）	…62
● 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	…63
● 国際的な主な動向	…64
● 国内の主な動向	…66
● 松江市の主な取組	…68
● 松江市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱	…70
● 松江市人権施策推進基本方針検討委員会 委員名簿	…71
● 松江市人権施策推進連絡会設置要綱	…72
● 松江市人権施策推進連絡会 構成員	…73
● 松江市人権施策推進基本方針第三次改定経過	…74

世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、

政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に出選された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施

設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（抜粋）

1989年（平成元年）11月20日

第44回国際連合総会採択

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に

第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1. 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2. 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
2. 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
3. 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

1. 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
2. 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

1. 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、

氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2. 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

1. 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
2. すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
3. 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
4. 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

1. 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
2. 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。こ

のため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国(自国を含む。)からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

1. 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
2. このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

1. 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
2. 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - a. 他の者の権利又は信用の尊重
 - b. 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

1. 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
2. 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
3. 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆

の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

1. 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
2. 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

1. いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
2. 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体(マス・メディア)の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- a. 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体(マス・メディア)が普及させるよう奨励する。
- b. 国の内外の多様な情報源(文化的にも多様な情報源を含む。)からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- c. 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- d. 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体(マス・メディア)が特に考慮するよう奨励する。
- e. 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

1. 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2. 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
3. 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

1. 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
2. 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

1. 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
2. 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
3. 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- a. 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連

情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。

- b. 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- c. 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- d. 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- e. 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

1. 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
2. このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

1. 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分か

- つ相応な生活を享受すべきであることを認める。
2. 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
 3. 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
 4. 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

1. 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
2. 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - a. 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - b. 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - c. 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。

- d. 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - e. 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - f. 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
3. 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
 4. 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

1. 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
2. 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

1. 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
2. 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
3. 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。

4. 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第28条

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - a. 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - b. 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - c. すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - d. すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - e. 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
2. 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
3. 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

1. 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - a. 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - b. 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - c. 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

- d. すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

- e. 自然環境の尊重を育成すること。

2. この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

1. 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
2. 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - a. 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - b. 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - c. この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びに

これらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- a. 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- b. 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- c. わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売春又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第36条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第37条

締約国は、次のことを確保する。

- a. いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- b. いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- c. 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- d. 自由を奪われたすべての児童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第38条

1. 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
2. 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
3. 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
4. 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第40条

1. 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
2. このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - a. いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - b. 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - i. 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - ii. 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じて

その罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。

iii. 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。

iv. 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

v. 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。

vi. 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

vii. 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3. 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追さ

れ又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

a. その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。

b. 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

4. 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

a. 締約国の法律

b. 締約国について効力を有する国際法

第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日 公布
昭和22年 5月3日 施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隸的拘束及び苦役の禁止〕

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とし

て、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号
(平成12年12月6日施行)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

同和対策審議会答申（抜粋）

昭和40年8月11日答申

前文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期間を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国及び特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新たらしく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の精神を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終始符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識（抜粋）

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

（以下略）

第3部 同和対策の具体案（抜粋）

これまでの同和対策は、明治維新の際の太政官布告を抛りどころとするものであって、それはそれなりに無視することのできない意義をもっていた。けれども現時点における同和対策は、日本国憲法に基づいて行われるものであって、より積極的な意義をもつものである。その点では同和行政は、基本的には国の責任において当然行すべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。

したがって、同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないのである。

（以下略）

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日法律第109号
(平成28年12月16日施行)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国際的な主な動向

年	事 項
1948 (昭和 23)	世界人権宣言
1949 (昭和 24)	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約
1951 (昭和 26)	難民の地位に関する条約
1953 (昭和 28)	婦人の参政権に関する条約
1959 (昭和 34)	世界難民年(1959～1960)
1965 (昭和 40)	あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約
1966 (昭和 41)	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
	市民的及び政治的権利に関する国際規約
1967 (昭和 42)	難民の地位に関する議定書
1968 (昭和 43)	国際人権年
1970 (昭和 45)	国際教育年
1971 (昭和 46)	人種差別と闘う国際年
1975 (昭和 50)	国際婦人年
1978 (昭和 53)	国際反アパルトヘイト年(1978～1979)
1979 (昭和 54)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
	国際児童年
1981 (昭和 56)	国際障害者年
1982 (昭和 57)	南アフリカ制裁国際年
1984 (昭和 59)	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
1985 (昭和 60)	国際青 ^少 年年
	国連年
1986 (昭和 61)	国際平和年
1989 (平成元)	児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)
1990 (平成 2)	国際識字年
1991 (平成 3)	高齢者のための国連原則
1993 (平成 5)	世界の先住民の国際年
1995 (平成 7)	人権教育のための国連 10 年(1995～2004)

年	事 項
1997 (平成 9)	貧困撲滅のための国連の 10 年(1997～2006)
2000 (平成 12)	児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書
	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
2001 (平成 13)	第2次植民地撤廃のための国際の 10 年(2001～2010)
	世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の 10 年(2001～2010)
	人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年
2003 (平成 15)	国連識字の 10 年:すべての人に教育を(2003～2012)
2004 (平成 16)	人権教育のための世界計画
	奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年
2005 (平成 17)	国連持続可能な開発のための教育の 10 年(2005～2014)
	「命のための水」国際の 10 年(2005～2015)
2006 (平成 18)	障害者の権利に関する条約
	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約
2006 (平成 18)	「ジョグジャカルタ原則」採択(インドネシア、ガジャ・マダ大学での国際会議)
2007 (平成 19)	「ジョグジャカルタ原則」承認(国際連合人権理事会)
	先住民の権利に関する国連宣言
2010 (平成 22)	文化の和解のための国際年
2011 (平成 23)	ビジネスと人権に関する指導原則
	人権教育及び研修に関する国連宣言
2012 (平成 24)	すべての人のための持続可能エネルギーの国際年
2014 (平成 26)	すべての人のための持続可能なエネルギーの国連の 10 年(2014～2024)
2015 (平成 27)	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ
2021 (令和 3)	平和と信頼の国際年
	児童労働の根絶のための国際年

国内の主な動向

年	事 項
1947 (昭和 22)	「日本国憲法」施行
1965 (昭和 40)	「同和对策審議会」答申
1969 (昭和 44)	「同和对策事業特別措置法」施行
1982 (昭和 57)	「同和对策事業特別措置法」失効 「地域改善対策特別措置法」施行
1986 (昭和 61)	「男女雇用機会均等法」施行
1987 (昭和 62)	「地域改善対策特別措置法」失効 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行
1992 (平成 4)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行
1993 (平成 5)	「障害者基本法」施行
1995 (平成 7)	「高齢社会対策基本法」施行
1996 (平成 8)	「地域改善対策協議会」(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について)意見具申
1997 (平成 9)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(一部の経過措置対象事業について 5 年延長)」施行 『『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画』策定
1999 (平成 11)	「男女共同参画社会基本法」施行 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「人権擁護推進審議会」(人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について)答申
2000 (平成 12)	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
2001 (平成 13)	「人権擁護推進審議会」(人権救済制度の在り方について)答申 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行
2002 (平成 14)	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(一部の経過措置対象事業について 5 年延長)」失効 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行
2003 (平成 15)	「次世代育成支援対策推進法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行
2004 (平成 16)	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2005 (平成 17)	「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」施行 「犯罪被害者等基本法」施行
2006 (平成 18)	「障害者自立支援法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行

年	事 項
2008（平成 20）	「高齢者の医療の確保に関する法律」施行
2010（平成 22）	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定
2011（平成 23）	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」策定 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」改正 「障害者基本法の一部を改正する法律」施行
2012（平成 24）	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行 「消費者教育の推進に関する法律」施行
2013（平成 25）	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行 「いじめ防止対策推進法」施行
2014（平成 26）	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
2015（平成 27）	「生活困窮者自立支援法」施行 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」施行
2016（平成 28）	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
2019（令和 元）	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行
2020（令和 2）	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行 「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020～2025）」策定 「男女共同参画基本計画（第 5 次）」策定
2021（令和 3）	「（改正）新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
2023（令和 5）	「こども基本法」施行 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 最高裁「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号は、憲法13条に違反する」とする決定（令和 5 年 10 月 25 日） 「男女共同参画基本計画（第 5 次）」一部変更
2024（令和 6）	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「（改正）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行
2025（令和 7）	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」施行

松江市の主な取組

年	事 項
1975 (昭和 50)	「松江市同和教育要綱」制定
1981 (昭和 56)	「松江市同和教育基本方針」策定
1996 (平成 8)	「松江市同和教育基本方針」改定
2000 (平成 12)	「松江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
2002 (平成 14)	「松江市児童虐待防止連絡協議会」設置 「松江市個人情報保護条例」施行
2003 (平成 15)	「松江市人権施策推進連絡会」設置 「松江市男女共同参画推進条例」施行
2004 (平成 16)	「松江市高齢者虐待対策会議」設置 「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定
2005 (平成 17)	「松江市要保護児童対策協議会」設置 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2006 (平成 18)	「人権に関する市民意識調査」実施 「DV防止及び被害者自立支援実施計画」策定
2007 (平成 19)	「松江市障がい基本計画・松江市障がい福祉計画」策定 「松江市人権施策推進基本方針」策定 「松江市男女共同参画計画」策定
2009 (平成 21)	「松江市DV対策基本計画」策定
2010 (平成 22)	「松江市次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2011 (平成 23)	「松江市発達・教育相談支援センター(エスコ)」設置 「まつえ障がい者サポートステーション『絆』」開設
2012 (平成 24)	「松江市障がい者虐待防止センター」設置 「人権に関する市民意識調査」実施 「松江市男女共同参画計画(後期実施計画)」策定
2013 (平成 25)	「松江市人権施策推進基本方針(第一次改定)」策定
2014 (平成 26)	「松江市いじめ防止基本方針」策定
2015 (平成 27)	「松江市くらし相談支援センター」開設 「松江市子ども・子育て支援事業計画」策定 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2016 (平成 28)	「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」施行 「ひとり親家庭総合相談コーナー」設置 「松江市消費者教育推進地域協議会」設置
2017 (平成 29)	「人権に関する市民意識調査」実施
2018 (平成 30)	「松江市DV対策実施計画」策定 「松江市消費者教育推進計画」策定 「松江市障がい児福祉計画」策定 「松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱」制定

年	事 項
2019 (平成 31・令和元)	「松江市人権施策推進基本方針(第二次改定)」策定 「第2期松江市子ども・子育て支援事業計画」策定 「松江市自死対策推進計画」策定
2020 (令和 2)	「第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定 「松江市成年後見制度利用促進計画」策定(地域福祉計画に包含) 「松江市地方再犯防止推進計画」策定(地域福祉計画に包含) 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2021 (令和 3)	「第3次松江市障がい者基本計画」策定 「松江市権利擁護推進センター」設置 「松江市多文化共生推進プラン」策定
2022 (令和 4)	「第3次松江市男女共同参画計画」策定 「松江市女性活躍推進計画」策定(男女共同参画計画に包含) 「松江市 DV 防止基本計画」策定(男女共同参画計画に包含) 「第2期松江市子ども・子育て支援事業計画」改定
2023 (令和 5)	「松江市こども家庭センター」設置 「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」選定 「松江市 SDGs 未来都市計画(第1版)」策定 「第2次松江市消費者教育推進計画」策定 「人権に関する市民意識調査」実施 「島根県パートナーシップ宣誓制度」開始(県内市町と共同実施)
2024 (令和 6)	「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」策定 「松江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定 「第7期松江市障がい福祉計画」、「第3期松江市障がい児福祉計画」策定 「松江市感染症予防計画」策定 「第2次松江市自死対策推進計画」策定

※各種計画については、「当初策定」と「直近の改定」したもののみを掲載しています。

(例)地域福祉計画・地域福祉活動計画は、当初策定の「2004(平成16)」と、直近の第5次の
「2020(令和2)」のみ掲載し、第2～4期は省略しています。

松江市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱

（設 置）

第1条 松江市人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）の改定に当たり、幅広く市民の意見を求めるため、松江市人権施策推進基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の委員は、基本方針改定に関する事項について、意見を述べるものとする。

（組 織）

第3条 委員は、人権について知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、16名以内とする。

（任 期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、市民部人権男女共同参画課に置く。

（雑 則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

松江市人権施策推進基本方針検討委員会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	所 属	備 考
井上 美緒	公募委員	
勝田 章	島根県人権擁護委員連合会	委員長
門脇 正人	松江市高齢者クラブ連合会	
古曳 町子	公益財団法人しまね国際センター	
田中 正彦	松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会	
原 徳子	公益社団法人島根県看護協会	
広野 正充	松江市身障者福祉協会	
福島 喜美子	松江市PTA連合会	
藤井 康二	松江市人権教育研究会	
松浦 ぎん子	松江市地域人権教育推進協議会連合会	副委員長
丸山 実子	島根大学地域未来協創本部・人材育成・キャリアデザイン部門 准教授	
三浦 洋子	公益社団法人島根被害者サポートセンター	
宮阪 敏章	島根県中央児童相談所	
森下 勇	島根県隣保館連絡協議会	
吉廣 則子	島根のちょっこしLGBTQ相談室	

松江市人権施策推進連絡会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 市民一人一人の人権が尊重され、差別のない社会の実現をめざして、人権施策を全庁的・効果的に推進するため、松江市人権施策推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事務を行う。

- （1）人権施策の総合的な連絡調整に関すること。
- （2）人権教育及び人権啓発の推進に関すること。
- （3）市民啓発、広報活動の総合的、効果的な推進に関すること。
- （4）人権施策に関する調査及び情報交換に関すること。
- （5）市職員に対する人権問題研修の計画的、効果的な企画実施に関すること。
- （6）その他目的の達成に必要と認めること。

（構成）

第3条 連絡会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（会長）

第4条 連絡会に会長を置き、市民部長をもってあてる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（連絡会）

第5条 連絡会は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会長は、必要に応じて第3条で定める者以外の者を連絡会に出席させることができる。

（幹事会）

第6条 連絡会の運営を補佐するため幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の運営について必要な事項は、別に定める。

（事務局）

第6条 連絡会の事務局は、市民部人権男女共同参画課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

松江市人権施策推進連絡会 構成員

部	構 成 員
政策部	広報課長
総務部	総務課長
防災部	防災危機管理課長
観光部	国際観光課長
市民部	市民生活相談課長、市民課長
健康福祉部	健康福祉総務課長、家庭相談課長、障がい者福祉課長、 生活福祉課長、介護保険課長、健康推進課長、保健衛生課長
こども子育て部	こども政策課長、こども家庭支援課長
まちづくり部	建築審査課長
教育委員会	教育総務課長、学校教育課長、生徒指導推進室長、 発達・教育相談支援センター所長、生涯学習課長、青少年支援室長

松江市人権施策推進基本方針第三次改定経過

時 期	実 施 内 容
令和5年9月21日～10月10日	人権に関する市民意識調査
令和6年5月30日	令和6年度松江市人権施策推進連絡会
令和6年6月26日	松江市地域人権教育推進協議会連合会理事会
令和6年7月12日	第1回松江市人権施策推進基本方針検討委員会
令和6年7月17日	松江市地域人権教育推進協議会連合会全員協議会
令和6年8月27日	松江市地域人権教育推進協議会連合会代表者会
令和6年10月4日	第2回松江市人権施策推進基本方針検討委員会
令和6年10月28日～11月29日	松江市人権施策推進基本方針（第三次改定案）に対する 意見募集（パブリックコメント）
令和7年1月29日	第3回松江市人権施策推進基本方針検討委員会
令和7年2月18日	令和6年度11回松江市教育委員会会議
令和7年3月26日（予定）	松江市地域人権教育推進協議会連合会代表者会